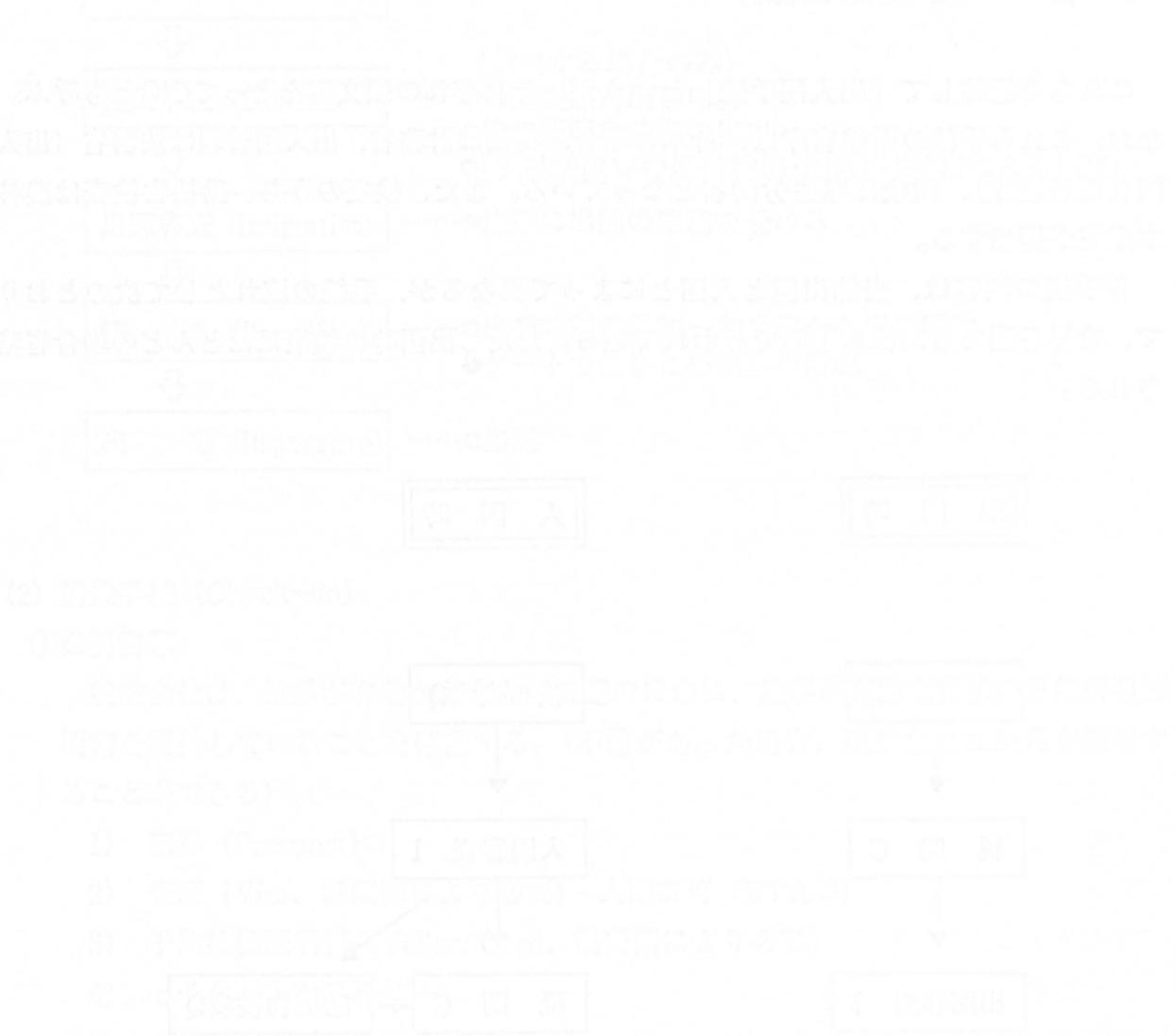


第2部

出入国手続



第1章 日本人の出入国手続

1. 出入国手続とは

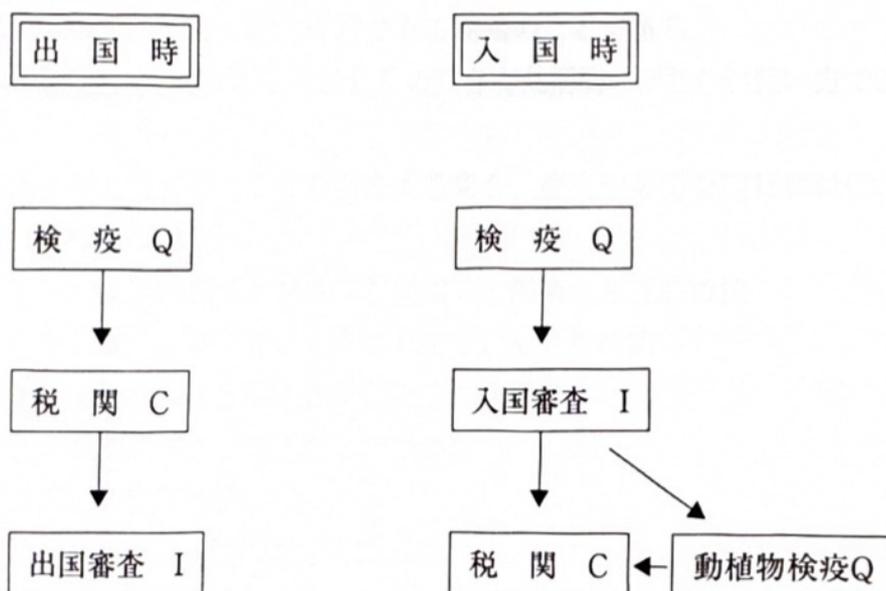
海外旅行に際しては、日本の空港や港での出国手続、外国における入・出国手続、日本帰国時の入国手続が行なわれる。

出入国に際しては、その都度次の3つの段階を踏むことになる。

- 1) 税 関 (Customs)
- 2) 出入国管理 (Immigration)
- 3) 検 疫 (Quarantine)

これらを総称して「出入国手続」というが、それぞれの頭文字をとってCIQとも呼ぶ。なお、これら手続の所轄官庁は、日本の場合、税関は財務省、出入国管理は法務省（出入国在留管理庁）、検疫は厚生労働省となっている。また、検疫のうち、動植物検査は農林水産省が担当する。

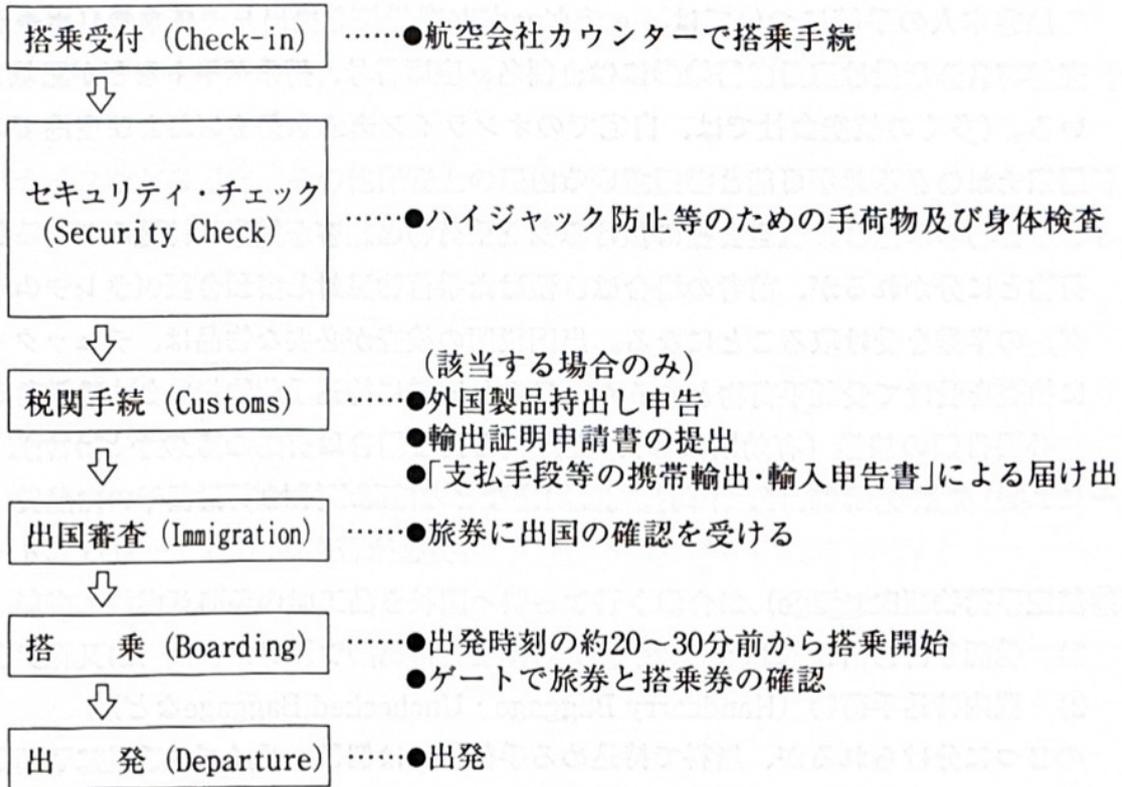
各手続の内容は、当然出国と入国とによって異なるが、手続の流れとして次のとおりで、世界各国でも同様の手順で行われている。ただし出国時の検疫はほとんどの場合省略される。



2. 日本の出国手続

(1) 出国手続の順序

出国の手続は、日本における場合も外国における場合も基本的には同じで、次のような順序で行われる。



(2) 搭乗手続 (Check-in)

① 必要書類

航空会社は、旅券が有効かどうかの確認のほかに、旅客が有効な査証や予防接種証明書を所持していることを確認する。(不備があった場合、航空会社は搭乗を拒否することができる)

- 1) 旅券 (Passport)
- 2) 査証 (Visa、訪問国により必要)・入国許可 (ETA等)
- 3) 予防接種証明書 (Yellow Card、訪問国により必要)
- 4) eチケットお客様控

②搭乗手続

利用航空会社のカウンターで、所定の時間までに下記の3つの手続を行う。

- 1) 旅客本人の手続
- 2) 手荷物の手続
- 3) 必要書類の確認

旅客本人の手続については、eチケットお客様控を提出し、搭乗券（ボーディング・パス）を受け取る。搭乗券には、便名、座席番号、搭乗ゲートなどが記載されている。（多くの航空会社では、自宅でのオンラインチェックインおよび空港での自動端末チェックインが可能となっている。）

手荷物の手続は、航空会社に預ける受託手荷物と旅客が機内に持込みできる持込手荷物とに分かれるが、前者の場合は、預けた手荷物に対して預り証（クレーム・タグ）の半券を受け取ることになる。出国税関の検査が必要な物品は、チェックイン前に検査を受けて受託手荷物とするか、貴重品同様に持込手荷物扱いとする。

必要書類の旅券（有効期限等）、査証（必要な場合は有効なものかどうか）、ETA（eTA）などの入国許可、予防接種証明書などの確認が行われる。

③航空手荷物（Baggage）

- 1) 受託手荷物（Checked Baggage）
- 2) 機内持込手荷物（Handcarry Baggage・Unchecked Baggageなど）

の2つに分けられるが、無料で持込める手荷物には個数・サイズ・重量による制限の他に、品物についても各種の条件がある。

また、無料持込みの制限を超えるもの、条件に合わないものについては、別途料金が必要となる。

④旅客サービス施設使用料（P S F C=Passenger Service Facilities Charge）

空港では空港施設の維持管理のために、国際線を利用する旅客から旅客サービス施設使用料（P S F C）を徴収している。（国などが定める出国税や空港税とは異なる。また、航空券に含めて徴収されるのが一般的）

⑤A P I SとS F Pについて

A P I Sとは事前旅客情報システム=Advance Passenger Information Systemの略で、政府と航空会社が協力し、出発空港において搭乗した旅客に関する情報（氏名、生年月日、性別、国籍、旅券番号、有効期限等）を、航空機等の目的国到着前に、到着空港の税関・入管担当部署等に送付するシステム。（国・航空会社・路線によってはAPP、PNRと略称され、必要な情報内容が異なる。）

SFPとは、米国セキュア・フライト・プログラム=Secure Flight Programの略で、米国運輸保安局がセキュリティ強化を目的として実施されているプログラム。氏名、生年月日、性別等の搭乗者情報(SFPD=Secure Flight Passenger Data)を事前に航空会社に連絡する。

(3) セキュリティ・チェック (Security Check)

チェックイン手続の後、ハイジャック防止のため手荷物検査と簡単な身体検査(ボディ・チェック)を受ける。

ナイフなどの刃物、その他保安上の理由から危険物とみなされるものは、降機時までパーサー預りの手続きを求められたり、場合によっては廃棄を求められることもあるので、その場合は指示に従わなければならない。

(4) 検疫手続 (Quarantine)

通常は、検疫官の検査は省略される。

黄熱病の予防接種を必要としている国に行く場合は、予防接種証明書(イエローカード、Yellow Card)の携帯が必要。

植物、動物及びその加工品を外国へ持って行く場合は、必要に応じて前もって植物防疫所又は、動物検疫所で輸出検査証明書の交付を受けなければならない。

(5) 税関手続 (Customs)

旅行者が海外旅行に際して携行する手荷物、衣類、化粧品、身辺装飾用品その他旅行者本人が使用するものや職業用品など、通常の旅行中の必需品と認められたものは、持出し承認を受けることが免除されている。逆に商業貨物や高額な品物などの物品の持出しには、一般の貿易貨物と同様の輸出手続が必要となったり、関税関係法令およびそれ以外の法令によって、輸出が禁止、または規制されているため一定の手続が必要なものなどに分かれている。

★★ ①外国製品の申告

時計、バッグ、ネックレス、指輪などの外国製品（外国製品なのか判断がつかないものも含む）を持出す場合は、現品を提示し、詳細（品名・数量・特徴など）を記入した「外国製品の持出し届（1通で可）」に税関の係官の認印を受ける。したがって、外国製品等、申告する物は受託手荷物には入れないこと。

なお、日本で購入したものでも申告が必要である。帰国時に税関でこの届出書と現品を見せると課税対象とはならないので、絶対になくさないこと。

外国製のゴルフ用具やスキー用具など、受託手荷物として預ける荷物については、チェックイン前に税関へ申し出、手続きをとることができる。

外国製品持出し届

外国製品をお持ちの方に

出国の時、税関に届け確認をうけておけば、帰国の際、その品物に税金はかかりません

税関印
ここに税関の印がないと無効です

外国製品の持出し届

なまえ ままこ

品名	数量	銘柄、特徴、番号、カラット等を書いて下さい
腕時計	1	ロレックス金剛 3年使用
指環	1	ダイヤモンド 0.5カラット 5年使用

○ 紛失しないように ○ 帰国の際、税関に提出のこと 0000-10000

②輸出免税品の申告

外国へのみやげ用としてカメラなどを、輸出免税品として購入し出国する場合は、出国の際、現品を税関に提示し、購入店から渡された「輸出証明申請書」2通を提出し許可を受ける。

★★ ③100万円相当額を超える現金等支払手段、または1キログラムを超える金の地金（純度90%以上のもの）の持出し手続

100万円相当額を超える現金等（円貨・外貨を問わずすべての現金や小切手、約束手形、有価証券など）の支払手段または1キログラムを超える金の地金（純度90%以上のもの）を持出す場合は、「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を出発当日又はその前日に税関に提出する。金額及び量に制限はないが、届出義務に違反した場合は罰せられることがある。

④輸出（海外持出し）禁止品、およびその他の規制品について

輸出貿易管理令で定めてある輸出禁止品および規制品の抜粋は、以下のとおりである。輸出が規制されているものを持出す場合は、それぞれの所轄官庁の許可が必要。

1) 輸出が禁止されているもの（主な例）

- 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤等

- ・特許権、実用新案、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品など

2) 輸出が規制されているもの（主な例と所轄官庁）

- ・狩猟または標的射撃のために携行する鉄砲およびその銃弾、刀剣類、超高性能パソコン…経済産業省
- ・重要文化財、重要美術品、重要有形民俗文化財…文化庁
- ・動植物類…農林水産省、環境省

(6) 出国審査 (Immigration)

旅券、搭乗券を入国審査官に提出する。審査官は「出入国管理及び難民認定法」に基づき、旅券の写真と本人を確認し、旅券に出国証明のスタンプ(証印)を押印する。

なお、成田・羽田・中部・関西など、全国の7空港では、日本人旅行者および短期滞在の外国人は顔認証ゲートでの出国手続を行うことができる。(顔認証ゲートを利用して出国する場合は、スタンプ〔証印〕はされない。スタンプを希望する場合は申出る必要がある。また、事前の登録は不要)

(7) 出国ロビー

① 出国免税品売店 (Duty Free Shop)

出国手続後、免税店で酒・たばこ・土産物類が免税価格で購入できる。(旅券と搭乗券が必要)

② 搭乗ゲートでのチェック

搭乗時に旅券と搭乗券のチェックを行っている。

3. 外国での入・出国手続

外国での入・出国手続も、基本的には日本の例と同じである。しかし、各国とも自国の法律や規則に基づき入国の条件を定め、様々な制約を行っているので注意が必要である。

(1) 入国手続

①入国の手順

入国カード（注1）や税関申告書（注2）が必要な場合は、必要事項を記入し、旅券等の必要書類とともに用意しておく。「Arrival」や「Customs」の標示にしたがって進み、入国手続（C I Q）を行う。

※近年オンラインによる入国手続を求める国が増えてきている。

空港到着 ⇨ 検疫 ⇨ 入国審査 ⇨ 荷物受け取り ⇨ 税関 ⇨ 到着ロビー

原則として、入国手続は国際線で到着した当該国の最初の空港で行われる。

注1：入国する際に、提出を義務づけられる用紙のことで、氏名、国籍、国内滞在中の住所などを記入する。出国する際にも提出が必要な国もある。

注2：外国から携帯して輸入する支払手段や物品について、詳細に記載し提出を義務づけられている用紙のこと。免税範囲を超えた場合のみ提出が必要となる国もある。

②入国に必要な書類

旅券以外に書類を必要としない国もあるが、大半の国は次のどれかの提示又は提出を求めている。

- 1) 旅券（一定期間以上の残存有効期間を必要とする国もある）
- 2) 査証、入国許可
- 3) 予防接種証明書（特定の国、地域以外では必要とされていない）
- 4) eチケットお客様控
- 5) 入国カード（ヨーロッパでは、入国カードを不要とする国が多い）
- 6) 税関申告書（必要事項を記入して提示する。口頭申告で足りる国もある）

※未成年者の入国

米国、カナダやヨーロッパの主要な国々では、国際的な子の連れ去りや人身売買防止などを目的として、18歳未満の未成年者が単独（親以外の大人と旅行する場合も含む）または片方の親と共に渡航する場合、両親または同行しない親からの渡航同意書（英文）の提示を求めている。必要書類は国によって異なり、公証役場や外務省の認証を取った戸籍謄本（翻訳）の提示が必要となる場合がある。

③検 疫

現在では予防接種証明書が不要の国も多いが、提示を求める国は、アフリカ、南アメリカの国に多い。日欧間、日米間、日豪間などのように、日本から直行で入国する場合には問題はないが、出発地と経由地によっては、同じ国に入国する場合であっても、予防接種証明書が必要となることもある。

動物および肉製品や花・種子などの植物は持込みを禁止している国が多い。特に、農業や畜産を主とする国では、動植物およびそれらに由来する製品は原則持込み禁止になっている。

④入国審査

いずれの国も検査内容は大きく、手順は次のとおりである。

- 1) 入国手続は原則その国への最初の到着空港で行なわれる。(シェンゲン協定加盟国への入国手続についてはP64参照)
- 2) 審査窓口は居住者 (Resident)、非居住者 (Non-resident / Visitor / Foreigner) に分かれているので、外国人は非居住者の窓口で審査を受ける。
- 3) 旅券、査証、入国許可、記入済みの入国カード、eチケットお客様控などの必要書類を提出する。通常、滞在先、滞在日数、目的などを質問される。
- 4) 審査後、旅券に入国証印を押し、入国カード以外の必要書類は返される。出入国カード両用の場合は、出国カード部分を旅券にはさんで返される。
- 5) 査証相互免除国や無査証滞在を認めている国では、簡単に旅券のチェックだけで済む場合もある。

⑤荷物受け取り (Baggage Claim)

入国審査が終了したら手荷物引渡場へ進み、航空会社に預託した手荷物をターンテーブルから引き取り、税関検査を受ける。

⑥税関検査

口頭申告だけで済む国もあるが、税関申告書の提出が必要な国もある。国によっては、所持品や所持金も含めて申告を要求するなど厳しい検査をする国があるが、ツアー参加の観光客に対しては簡単な検査の国が多い。

申告書の記入もれや虚偽申告の場合は、没収されるだけでなく罰金などの制裁処置があるので、正確に申告しなければならない。

以下のように、持込み品の免税範囲、持込み禁止品目、通貨の持込み・持出し額など各国独自の制限を設けている国が多いので、事前に関係機関で調べる必要がある。

1) 通貨持込み・持出し制限

本国通貨の持込み・持出しについて制限を設けている国は多い。また、外貨に対して制限している国も多く、本国通貨および両通貨とも一定額以上についての申告を義務づけたり、持出し額を制限ないしは禁止したりしている国もある。

2) 持込み品の免税枠

酒、たばこ、香水、みやげ品などについては、免税枠を設けている国が多い。免税枠を超えたものについては、規定の税率によって課税される。発展途上国では、カメラ、ラジオ、テープレコーダーなどの個数制限をしたり、持込み・持出し個数を厳重にチェックすることがあるので、入国時に現品を提示して申告する必要がある。

3) 持込み禁止品

主なものとしては、麻薬、武器類はほとんどの国で持込み禁止となっている。違反者は、極刑としている国もある。また、ポルノ製品や同種の印刷物、政治的な立場からの出版物などの持込みを禁止している国もある。イスラム教の国では、酒類の持込みを禁止している国がほとんどである。

★ ⑦ 出入国手続の特殊な取扱い

出入国手続は、通常は入国あるいは出国する都市（空港等）で行われるが、主な旅行先国の中で次のような例外的な取扱いがされている場合がある。

- 1) 米国へ渡航する場合で、実際に滞在する都市の前に寄港する米国の他の都市があるときは、最初に寄港する都市（空港）で入国手続を行う。例えば、東京からホノルル乗り継ぎでロサンゼルスへ行く場合、ホノルル空港で入国手続を行うことになる。米国の空港で乗り継いでブラジルやメキシコ、カナダなどの第3国へ行く場合も入国手続が必要。（中国も同様）
- 2) カナダから空路米国へ向う場合で、出発地がバンクーバー、カルガリー、ウィニペグ、オタワ、トロント、モントリオール等米国移民局・税関が置かれている空港では、米国の入国手続はそれらカナダの都市（空港）で行われる。
その他の近隣諸国である英国領のパミュータ、バハマのナッソーなどから米国へ入国する場合も同様である。

★ ⑧ ETA (Electronic Travel Authority=電子入国許可) について (主な国)

短期滞在や乗り継ぎ（トランジット）目的の場合、査証取得を免除されている国からの渡航者に対し、一部の国では事前にETAの取得を求めている。日本国籍の旅行者については以下の通りとなっている。

国名	入国許可名	入国目的	備考
カナダ	eTA (Electronic Travel Authorization)	観光・商用等の短期滞在、乗り継ぎ（陸路入国の場合は取得不要）	有効期間：5年*
ニュージーランド	NZeTA (New Zealand Electronic Travel Authority)	観光・商用等の短期滞在、乗り継ぎ	有効期間：2年*
韓国 (注)	K-ETA (Korea Electronic Travel Authorization)	観光・商用等の短期滞在	有効期間：3年*
英国	ETA (Electronic Travel Authorization)	観光・商用等の短期滞在	有効期間：2年*
シェンゲン協定加盟国+キプロス	ETIAS (European Travel Information and Authorization System)	観光・商用等の短期滞在、乗り継ぎ（陸路入国の場合も取得要）	有効期間：3年* 2025年実施予定

*または旅券の残存有効期間のどちらか短い方

(注) 2025年12月31日まで一時的に適用免除

★★★ (2) EU・シェンゲン協定・ユーロ

① EU (European Union=欧州連合) (2025年1月現在の加盟国-27カ国)

1993年1月に発効した欧州連合条約(マーストリヒト条約)に従い、経済的な統合を目的として発展してきた欧州共同体(EC)を基礎に、経済通貨統合を進めるとともに、共通外交安全保障政策、司法等のより幅広い協力を目指す政治・経済統合体である。それぞれの国家の主権の一部委譲を前提に、域外に対する統一的な通商政策を実施する単一市場を形成し、政治的にも「一つの声」として発言する等、いわば国家機関に準ずる存在が形成されている。

② シェンゲン協定 (2025年1月現在の加盟国-29カ国)

EU結成の一環として、加盟国相互の国境間移動自由化のために、出入国手続きを不要とする協定で、ルクセンブルクのシェンゲン村で協約が締結されたことから、この名前がある。

滞在可能日数は、あらゆる180日の期間内で最長90日の滞在が可能。任意の基準日(訪問予定日など)から180日さかのぼってその間の加盟国内の滞在日数が合計90日以内であること。

日本人旅行者については、協定の加盟国相互間における移動の際の出入国手続きが省略されるので、最初に入国する加盟国で入国手続きを行い、最後に出国する加盟国において出国手続きを行うことになる。(例:日本からパリ乗り継ぎでローマに行く場合の入国手続きは、パリで入国審査が行なわれ、ローマでは入国審査は行なわれず税関検査のみ行われる。)ただし協定に加盟していない国々への出入国については、通常の入出国の手続きを行う。

③ ユーロ (2025年1月現在の導入国-20カ国)

1999年1月より当時のEU加盟国15カ国のうち11カ国が、経済通貨統合として単一通貨「ユーロ」を導入したのをはじめとして、現在は20カ国が導入しているが、EU加盟27カ国の中には、今なおユーロを導入していない国もいくつかある。

7種類のユーロ紙幣と8種類のユーロ硬貨の両方が流通しており、3億人を超える人々の間で流通している。

★★★ ④ EU加盟国、シェンゲン協定加盟国、ユーロ導入国一覧

(※) ユーロの欄：○はユーロ導入国で、それ以外は、ユーロを導入していない国の法定通貨

(2025年1月現在)

国名	英文名	EU	シェンゲン	ユーロ(※)
アイスランド	Iceland		○	(アイスランド) クローナ
アイルランド	Ireland	○		○
英国	United Kingdom			(スターリング) ポンド
ノルウェー	Norway		○	(ノルウェー) クローネ
スウェーデン	Sweden	○	○	(スウェーデン) クローナ
デンマーク	Denmark	○	○	(デンマーク) クローネ
フィンランド	Finland	○	○	○
オランダ	Netherlands	○	○	○
ベルギー	Belgium	○	○	○
ドイツ	Germany	○	○	○
ルクセンブルク	Luxembourg	○	○	○
フランス	France	○	○	○
スイス	Switzerland		○	(スイス) フラン
リヒテンシュタイン	Liechtenstein		○	(スイス) フラン
オーストリア	Austria	○	○	○
イタリア	Italy	○	○	○
スペイン	Spain	○	○	○
ポルトガル	Portugal	○	○	○
ギリシャ	Greece	○	○	○
ポーランド	Poland	○	○	ズウォティ
チェコ	Czech Republic	○	○	(チェコ) コルナ
スロバキア	Slovakia	○	○	○
ハンガリー	Hungary	○	○	フォリント
スロベニア	Slovenia	○	○	○
エストニア	Estonia	○	○	○
ラトビア	Latvia	○	○	○
リトアニア	Lithuania	○	○	○
マルタ	Malta	○	○	○
キプロス	Cyprus	○		○
ブルガリア	Bulgaria	○	○	レフ
ルーマニア	Romania	○	○	レイ
クロアチア	Croatia	○	○	○

(計27カ国) (計29カ国) (計20カ国)

(3) 出国手続

① 出国の手順

外国での出国手続も日本での出国手続も基本的には同じである。

搭乗手続 ⇨ 手荷物検査 ⇨ 税関 ⇨ 出国審査 ⇨ 搭乗 ⇨ 出発

② 出国に必要な書類

入国時とは多少異なるが、基本的には同じである。

- 1) 旅券
- 2) 搭乗券
- 3) 予防接種証明書 (特定の国・地域のみ)
- 4) 出国税・空港税支払済証 (航空券に含める場合と、現地通貨で支払う場合とがある)
- 5) 免税品・免税手続用書類 (国内で免税扱いで購入した場合は、購入した現物と書類を提示する)
- 6) 出国カード (必要事項を記入して提出する。入国カードと兼用の場合は、すでに旅券に挟み込まれている)

③ 通貨交換 (再交換) (Money Exchange)

出国時に自国通貨の持出しを禁止又は制限している国もあるので、残った通貨は外貨 (次の訪問国通貨・米ドル・日本円など) に交換しておく。

国によっては、再交換をする際にそれまでに交換した外貨交換証明書または計算書を必要とする場合がある。

④ 搭乗手続 (Check in)

手続そのものは日本出国時と同じである。市中で購入した免税品は出国時に税関で申告が必要となるので、機内持込み手荷物とする。

⑤ 空港税・出国税 (Airport Tax)

現在は航空券購入時に、航空運賃と合わせて支払う場合が多いが、チェックイン時に航空会社で徴収する場合や、支払専用の窓口で支払う場合もある。その場合は支払済み証明として、領収証を受領し出国手続時に提示しなければならない。

⑥税 関

出国時の税関検査は一般的に入国時より簡単である。入国時に持込み申告をした品物や通貨に対しては、出国時に確認が行われる。特に、自国通貨や文化財・こつとう品等の持ち出しに制限を設けている国の場合には、検査も厳しいので注意が必要である。

旅行者免税制度

旅行者が海外で免税対象設定額以上の買い物をする場合、所定の手続きを行うことにより、支払った付加価値税（欧州ではVAT=Value Added Taxと呼ばれる）が免除（還付）される。購入した免税品は出国時の税関で申告することが義務づけられているが、現品と免税手続書類の提出が必要である。EU域内の免税手続は原則として、EUを離れる最終都市の税関で行うことになっている。また、出国時の税関での取扱方法は次の2通りあるが、国によって取扱いが異なるのであらかじめ確認する必要がある。

- 販売店では税金を含めた額を支払い、税関で現品と免税申告手続書類を提示して証印を受けたあと、空港の所定の銀行等で税金分を還付してもらう方法。
- 販売店では税金を含めた額を支払い、税関で現品と免税申告手続書類を提示し書類に証印を受けたあと、日本に帰国後販売店から免税額をクレジットカードの口座に入金してもらうか、免税額の小切手が郵送される方法。ただし、後者の場合銀行で換金の手続きが必要となり、その手数料はかなり高い。

⑦出国審査

一般的に旅券、搭乗券や必要事項を記入した出国カードなどを提出すると、旅券に出国証印が押されて手続は終了となる。（旅券を提示するだけで手続が終了となる国もある）

ミニ情報

もっと詳しく知りたい場合は

官公庁について

税関

<https://www.customs.go.jp/>

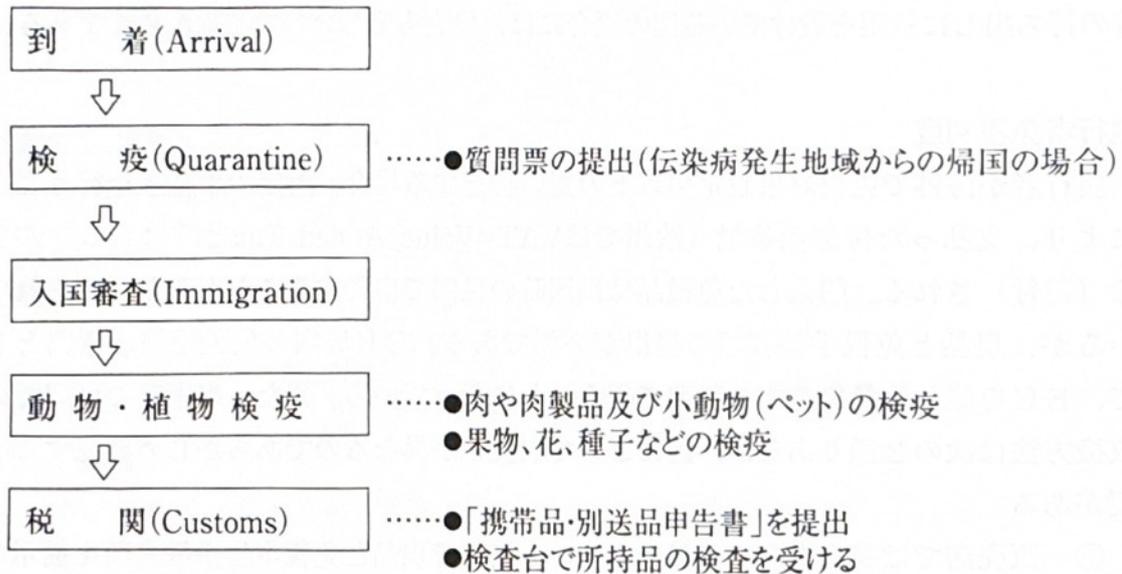
出入国在留管理庁

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

のホームページを参照ください。

4. 日本の入国手続

(1) 入国の順序



(2) 検疫手続 (Quarantine)

日本入国に際し、いかなる旅行者に対しても予防接種証明書の携帯は義務づけられていないが、必要に応じ検疫官は質問することができるとしている。(検疫法第12条) 実際には、検疫感染症流行地域に滞在していた旅行者やその地域を経由する航空機を利用した旅行者に対し、航空機内で「検疫質問票」を配布、必要事項を記入のうえ提出させる方法でこの「検疫官による質問」が行われている。

該当する場合は、検疫所にて診察、検査など必要な措置がとられる。

最新情報については、関係機関に確認下さい。

(3) 入国審査 (Immigration)

入国審査ブースは、「日本人用(自国民用)ブース」と「外国人用(訪問者用)ブース」に分かれている。

日本人旅行者は、顔認証ゲートで入国手続を行なうことができる。

*Visit Japan Webサービス

海外からの入国者(日本人帰国者を含む)が、入国時に「入国審査」・「税関検査」等の入国手続をWebにて行うことができる。

(4) 動物検疫

動物の病気や動物から人に感染する病気が日本に侵入しないために、動物類を持込む場合、「家畜伝染病予防法」や「狂犬病予防法」および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、肉製品など畜産物の輸入については次のように区分されている。

- 指定検疫物（輸入の際に検査が必要なもの）および輸入禁止品
- 輸入検査不要品（輸入の際に検査を必要としないもの）

★★ ① 指定検疫物（検査が必要な物）

「家畜伝染病予防法」に基づく指定検疫物は次のとおりであり、税関検査の前に動物検疫カウンターで検査を受けなければならない。

次に掲げる動物およびその死体
1) 偶蹄類（牛、豚、山羊、羊、鹿など）の動物および馬
2) 家きん（鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥ならびにあひる、がちょうその他のかも類）
3) 犬、うさぎ、みつばち（はちみつを除く）
4) 肉・臓器：生、冷蔵、冷凍、加熱調理済みの加工品など、いかなる形態のものでも動物検疫の対象となる （加工品の例：ジャーキー、ハム、ソーセージ、ベーコン、肉まんなど）
5) 卵（卵殻を含む）、骨、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱 （革バッグ、羊毛のセーターなどの完成品は対象外）
6) 上記の物の生乳、乳製品（携帯輸入品を除く）、精液、受精卵、未受精卵、ふん、尿
7) 指定された地域から発送、または経由した穀物のわら（飼料用以外への用途を目的とした加工品を除く）および飼料用の乾草
8) 農林水産大臣の許可を受け輸入するもの

② 輸入禁止・停止品

前記の指定検疫物でも国や地域によっては輸入禁止となっている。

また、輸入可能となっても、疫病の発生状況により一時的に輸入停止（または禁止）となっているものもあるので注意が必要である。現在、多くの国で家畜の伝染病が発生しており、また、おみやげや個人消費用のものは検査証明書の取得が難しいため、肉製品（缶詰類も含む）や動物由来製品のほとんどは日本持込ができない。主な肉製品の土産品で持込ができないものは次のとおりである。（2025年1月現在）

- 1) 米国（ハワイ、グアム、サイパンを含む）、カナダで販売されている牛肉加工製品（ビーフジャーキー、ソーセージ、ハム等）。
- 2) ヨーロッパで販売されている肉製品（ほとんどすべて）。
- 3) 中国、ロシア、モンゴル、台湾、韓国その他のアジア地域などで販売されている肉製品（生肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなど）。（例）韓国産真空パックの焼肉用カルビ、台湾産の肉まん

③輸入手続

輸入にあたっては、動物検疫検査が必要となる。その際には輸出国政府機関により発行された「検査証明書」シールが貼付されているもので、検査に合格したものに限り持込が可能となる。これは輸送形態（貨物、携帯、郵便物）や量の多少、お土産、個人消費などの用途にかかわらず必要。空港の免税店で購入しても検査証明書がない場合は輸入できない。また、輸入元の国や品目によっては、輸出国政府機関の検査証明書があっても、輸入できない場合がある。輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象となる。

★★ ④輸入検査不要品（検査なしで持込みができる）

乳製品	加工乳・バター・チーズなど（携帯・別送品として輸入するもの）
魚介類	エビ類（オマールエビ、ロブスターなど）、カニ類、魚類（スモークサーモン、切り身など）・魚卵（塩漬イクラ、数の子など）等、生きているものでもほとんどが検査不要 (注) 一部（生きている次のもの：鯉、きんぎょその他のふな属魚類、さけ科魚類の発眼卵と稚魚、くるまえばし属の稚えびなど）は検査証明書・輸入許可が必要となる。またサケ科魚類、マダイ、クルマエビ、アワビ、ホタテガイなどが新たに規制対象となったが、すぐに食用として処理する場合は規制の対象外。なお、ワシントン条約や外来生物法による輸入禁止・規制対象でないものに限る
その他	はちみつ

ミニ情報

動物検疫所の情報についてもっと詳しく知りたい場合は

動物検疫所のホームページ

<https://www.maff.go.jp/aqs/>

を参照ください。

(5) 植物検疫

日本の緑と農作物を外国の病害虫の被害から守るために、外国から持込むすべての植物類は「植物防疫法」に基づいて、税関検査の前に植物検疫カウンターで検査を受けなければならない。それら植物類は「輸入禁止品」と「輸入検査品」および「輸入検査不要品」とに区分されている。

①輸入禁止品（持込むことができないもの）

- 1) 省令で定められた地域から発送され、又はそれらの地域を経由した植物および省令で定めた植物
- 2) 植物検疫の対象となる生きた病害虫
- 3) 土または土の付着する植物（鉢植え植物）
- 4) イネワラ・イネモミ（朝鮮半島および台湾を除く）

世界的に被害の大きい病害虫が、我が国に侵入することを防ぐために、その病害虫が寄生する植物や、病害虫、土などが輸入禁止になっている。種類によっては乾燥した植物や加工品でも対象となる場合もある。また、免税品店等で販売されているものであっても、輸入禁止品に該当する場合がある。

●地域（国）別の主な輸入禁止生果実

(2025年1月現在)

地域（国）	日本に持ち込めない主な生果実
ヨーロッパ・中東 アフリカ	オレンジ、リンゴ、サクランボ、ナシ、クルミ（殻つき） など
北・中南米	リンゴ、サクランボ、もも（ネクタリン）など
アジア（除く韓国）	バナナ、オレンジ、マンゴウ、グアバ、サクランボ パパイヤ、マンゴスチン、アボカドなど
オセアニア（下記 を除く）・太平洋 （含むハワイ）	オレンジ、リンゴ、サクランボ、ナシ、パパイヤ、グアバ マンゴウ、アボカドなど
タスマニア州・ ニュージーランド	リンゴ、サクランボ、ナシなど

※国・地域別の輸入禁止品については植物防疫所のホームページを参照

②**輸入検査品**(検査証明書があるものについては、検査を受けて合格すれば持ち込める)
原則として輸入禁止品以外のすべての品物が該当するが(但し、次項③を除く)、
病害虫が付着していないかの検査が必要となる。輸入にあたっては、輸出国政府機関
の「検査証明書」を添付し検疫検査を受ける必要がある。

税関検査前に植物検疫カウンターに持参し、検査を受け、合格すると「植物検査合
格証印」が押印される。なお、検査証明書が添付されていない場合は、廃棄処分とな
る。輸入検査を受けずに植物を持込んだ場合は罰則の対象となる。

★★★ **輸入検査品一覧 (主なもの)** (2025年1月現在)

種子、球根、苗、苗木(穂木を含む)、切花、切枝、生果実、野菜、穀類、豆類、
香辛料原料、薬用植物(漢方薬原料)、ドライフラワー、植物を材料とした民芸品など。
◎具体的なものとしては、パインアップル、ドリアン、ココヤシの実、バラやラン
の切花、花で作られたレイやブーケ、球根(チューリップ)、お米などがある。

★★★ **③輸入検査不要品**

家具や製茶のように高度に加工されたもの、瓶詰めされた乾燥香辛料や缶詰などで
密閉されているものなど、植物の病害虫が付着するおそれがない植物は植物検疫の対
象とはならない。

輸入検査不要品一覧 (2025年1月現在)

- 1) 製材、木工品、竹工品および家具什器等の加工品、籐およびコルク
- 2) 麻袋、綿、綿布、ヘチマ製品、紙、ひも、綱等の繊維製品および粗繊維(原綿を含む)であって、植物の包装材料として使用されたことのないもの
- 3) 製茶、ホップの乾花および乾たけのこ、発酵処理されたバニラビーン
- 4) 亜硫酸、アルコール、酢酸、砂糖、塩等につけられた植物
- 5) あんず、いちじく、かき、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パインアップル、バナナ、パパイヤ、ぶどう、マンゴウ、もも、りゅうがんなどの乾果(ドライフルーツ)。
- 6) ココヤシの内果皮を粒状にしたもの
- 7) 乾燥した香辛料であって小売用の容器に密封されているもの
- 8) まつたけ、トリュフ、マッシュルームなどのきのこ類(土の付着していないもの)

ミニ情報

植物防疫所の情報についてもっと詳しく知りたい場合は

植物防疫所のホームページ

<https://www.maff.go.jp/pps/> を参照ください。

(2025年1月現在)

〈動植物検疫ミニ情報〉

◎輸入禁止・停止品の具体例

米国産のサクランボ、米国産のビーフジャーキー、ドイツ産のソーセージの缶詰、ハンガリー産のフォアグラ、スペイン産のイベリコ豚の生ハム

◎検疫検査が必要なものの具体例

マレーシア産のランの切り花、タイ産ドリアンの生果実、フランス産のバラのドライフラワー、韓国産の薬用植物

◎検疫検査が不要なものの具体例

インド産のダージリン紅茶（完全発酵した茶葉）、台湾産のマンゴウの乾果、ニュージーランド産バター、カナダ産のイクラの瓶詰め、韓国産の白菜のキムチ、台湾産のからすみ、フランス産のトリュフ、米国産のソフトシェルクラブ、中国産の干しアワビ、インド産のターメリックパウダー、オーストラリア産の冷凍ロブスター

(6) 税関手続 (Customs)

① 旅具通関

海外旅行者が携帯輸入する携帯品（海外旅行中に購入した物、もらった物、預かった物等すべて）や別送品については、関税法に基づき税関に申告して輸入の許可を受けなければならない。

これら、旅行者が個人的に使用するために持ち帰った品物の輸入通関手続は、一般商業貨物の輸入通関手続と異なり、一般的に「旅具通関」と呼ばれる簡易な通関手続を行うことになっている。旅具通関が認められる主なものは次のとおりである。

1) 携帯品（別送品含む）

手荷物、衣類、化粧品、身辺装飾品、その他個人的に使用する身の回り品で、必要と認められるもの。お土産品についても同様の扱いとなるが、その範囲は原則1品目につき3個までとし、3個を超える場合はその課税価格が30万円程度以下の貨物としている。

2) 業務上必要な職業用具

3) 引越荷物

4) 託送品

社用品等、本人が個人的に使用するもの以外の貨物を携帯して輸入する場合、その範囲は数量に係らず、その課税価格が30万円程度以下の貨物となる。なお、旅行者の免税範囲の適用はない。

旅具通関の範囲を超え、また特別基準による限度量を超えて輸入しようとする場合には、旅具通関の方法によらず一般の商業貨物と同様の輸入手続が必要である。

② 税関検査

税関では、検査を迅速かつ的確に行うため、検査台を次のように色分けし、旅客が通過すべき検査台を自分で選ぶ自主選択方式（デュアル・チャンネル方式）をとっている。

したがって、正しい選択をしていないことがわかった場合には、偽った申告があったとして処罰されることもあるので注意が必要である。

- 1) 免税範囲を超えていない人…………… 緑色ランプの検査台
- 2) 免税範囲を超えている人
又は免税範囲を超えているかどうかわからない人 } …… 赤色ランプの検査台

携帯品は、税関検査を受け易いように、外国で買ったり、もらったりした品物をできるだけまとめておく。買物伝票、領収書などは大切に保管しておく。税関職員が携帯品の開示を求めたときは、ただちに開示しなければならない。

★★ ③携帯品などの申告

税関に「携帯品・別送品申告書」の提出が必要

- 1) 携帯品の免税・課税にかかわらず提出…………… 1通
- 2) 別送品（旅行先から別便で送る品物）がある場合…………… 2通
（複数の国から別送した場合でも、まとめて記入可）

※家族で税関検査を受ける場合は世帯ごとに1通にまとめて記入可
また電子申告（Visit Japan Webを利用）も可能

★★★ ④別送品の申告

旅行者が個人的に使用するために持ち帰る品物のうち、海外から別送し、税関でその手続を行なったものを別送品という。別送品には、別便で送ったもののほかに、航空会社の手違いにより後日送られてくる荷物（ロストバゲージ）や、引越荷物なども含まれる。別送品の申告と受領の手順は以下のとおり。

- 1) 「携帯品・別送品申告書」2通のうち1通に税関が確認印を押印し返してくれるので、別送品を引き取るまで大切に保管する。紛失した場合は一般の貨物同様の輸入手続きが必要となる。
- 2) 入国後（税関検査終了後）は、別送品の申告をすることはできないので、別送品がある場合は税関検査の際に忘れずに申告する。
- 3) 外国から別送品を送る場合には、必ず外装又は送り状などに「別送品」と明示し旅行者本人を受取人とする。本人以外が受取人の場合は、別送品申告の対象とならない。すなわち、日本国内に携帯して持込む際の免税枠が使えなくなる。
- 4) 別送品が日本に到着すると航空会社、船会社などから通知されるので、税関確認印済の「携帯品・別送品申告書」、旅券等を持参して、別送品の到着地税関で手続きをする。別送品の輸入手続は入国後（旅行者の帰国後）6ヵ月以内となっている。
- 5) 郵送した場合の受取りは「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」というはがきを送付されるので、できるだけ早くはがきの返信部分と、入国の際税関の確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」を税関外郵出張所に提出すること。

★ ⑤輸入が禁止されているもの

次の品物は関税法の規定により、その輸入が禁止されている。

- 1) 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚せい剤（原料含む）並びにあへん吸煙具、指定薬物（医療等の用途を除く）
- 2) けん銃等小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾及びけん銃の部品
- 3) 爆発物、火薬類、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に規定する物質

- 4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定の病原体など
 - 5) 貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手（証票を含む）又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに偽造カード
 - 6) 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品、児童ポルノ
 - 7) 偽ブランド（コピー）商品などの知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権等）を侵害する物品
 - 8) 不正競争防止法に掲げる行為を組成する物品
- *この他、医薬品医療機器等法、植物防疫法や家畜伝染病予防法、外来生物法においても輸入が禁止されているものがある。

★★ ⑥輸入が規制されているもの

- 1) 動物・植物類：検疫対象物となっているものは税関検査に先だって動・植物検疫カウンターで検査し、合格印を受けたものでないと持込みができない。
- 2) 銃砲・刀剣類：猟銃、空気銃、刀（刃渡15cm以上）、剣（刃渡5.5cm以上）などについては公安委員会の所持許可を受けるなど、所定の手続きをとらないと通関できない。

★★★

- 3) 個人使用の医薬品、化粧品類：医薬品などの輸入は、不正に国内に流入することを未然に防止し、また、国民の健康衛生上の危害防止の観点から、医薬品医療機器等法や関税法の規制の対象となっており輸入数量の制限がある。別送を含む携帯輸入で認められている数量は以下のとおりである。なお、漢方薬は加工の度合によっては、植物由来の場合は植物検疫、動物由来（指定検疫物のみ）の場合は動物検疫が必要。またワシントン条約による規制もある。（例：中国や韓国産の漢方薬）
 - a. 医薬品および医薬部外品……………2ヵ月分以内
（処方せん医薬品は1ヶ月分以内）
 - b. 化粧品……………1品目24個以内（標準サイズ）
（品目例：口紅、リップクリーム、オーデコロン、フェイスパック、アイライン、アイシャドー、石鹸、シャンプー、リンスなど）
*例えば口紅の場合、ブランドや色にかかわらず24個以内
 - c. 外用剤（処方せん医薬品は除く）……1品目24個以内
*処方せん薬：その使用に際して医師による処方が必要な医薬品
*医薬部外品：医薬品に準ずるもので、おだやかな薬理作用が認められた成分が含まれるもの。ビタミン剤、薬用化粧品、育毛スプレーなど。
 - d. 医療器具……………1セット（家庭用のみ）

★★ ⑦合計100万円相当を超える支払手段、および1キログラムを超える金の地金（純度90%以上のもの）の携帯輸入

これに該当する場合は、出国時同様に「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を税関に提出しなければならない。金額・量に制限はないが、届出義務に違反すると罰せられることもある。

(7) 携帯品等の免税範囲

輸入品には、原則として、関税（輸入品に対して課す税金）と、内国消費税等（国内で消費するものに対して課される税金で消費税、酒税、たばこ税など）が課されることになっているが、旅行者が輸入する携帯品あるいは別送品（帰国後6ヵ月以内に輸入するものに限る）については、無条件免税として、次の範囲でこの関税と内国消費税等が免税される。

①個人的な使用に供する身の回り品及び職業用具

旅行中に使用していた衣類や化粧品などの身の回り品や、職業上必要とする携帯用具など（外国で取得したものを除く）は免税となる。

②再輸入貨物

出国時に携帯して輸出したもの。

③個人的に使用する携帯品

上記①に該当しない物品で、旅行者が個人的に使用するために携帯（または別送）する場合、④の携帯品免税基準表に掲げる範囲のものは、関税、内国消費税等が免税となる。個人的な使用に供する物品の免税範囲について留意点は以下のとおり。

- ★★ 1) 海外市価：海外市価とは外国における通常の小売購入価格のこと。この合計額が免税範囲かどうかを判断するための基準となる。
- ★★ 2) 酒類：購入価格にかかわらず3本（1本760ml程度）までが免税となる。
- ★ 3) たばこ：購入価格にかかわらず、携帯品免税基準表に記載の数量まで免税となる。
- ★★ 4) 20歳未満の取扱い：携帯輸入する酒類およびたばこについては、託送品または家族への贈与と認められる場合、免税とはならないが課税のうえ通関できる。その他の品物については20歳以上に準ずる。ただし6歳未満のこどもについては、おもちゃなどあきらかに本人用と認められるもの以外は免税にならない。
- ★ 5) 香水：購入価格にかかわらず2オンス（1オンス=28ml）までが免税となる。この数量を超えた場合は、従価税方式（後述）により課税される。なお、オーデコロンやオードトワレは香水に含まれず、その他の品物扱いとなる。

6) その他の品物

★★

a. 1品目合計1万円以下のもの：酒・たばこ・香水を除き、1品目ごとにまとめて計算した海外市価が1万円以下となる品物は免税となり、「その他の品物」の合計20万円には含まない。

同一品目とされるものは、タイピンとカフスのようにセットまたは対で販売されているものも含まれる。

b. その他のもの：詳細は下記の表、4) 参照。

7) 現に使用中のもの：現に使用中または外国滞在中に何度か使用した物品であっても、海外旅行中に購入した物品については、取得時の海外市価で免税限度枠の計算に算入する。限度を超えた場合は課税扱いとなる。

8) 贈り物・記念品：贈り物や記念品として他人からもらった品物も免税枠の計算に算入する。価格が不明の場合は、価格不明として申告する。

9) 円貨換算：円貨換算は「入国の日の属する週の前々週1週間の平均レートにより計算して公示されたレート」により行われる。

★★★ ④携帯品免税基準表

(20歳以上の旅行者1人当たり)

品名	数量または価格	備考
1) 酒類	3本	1本760mlのもの。クオートびん(950ml)のように容量の大きいものは $\frac{950\text{ml}}{760\text{ml}} = 1.25$ の計算で1.25本分として取り扱われる。
2) たばこ	紙巻たばこ 200本 (ただし、他のたばこがない場合)	a. 日本製と外国製、居住者と非居住者の区別なく左記数量の持込みが可能。 b. 加熱式たばこは紙巻たばこに準ずる。 ・葉たばこスティック(200本) ・葉たばこカプセル(50個)
	葉巻たばこ 50本 (同上)	
	その他のたばこ 250グラム (同上)	
3) 香水	2オンス	1オンス=約28ml(オーデオロン、オードトワレは含まれない)
4) その他の品目	20万円 (海外市価の合計額)	a. 1品目ごとの合計額が1万円以下の品物については免税となる(例えば1個1,000円のチョコレート9個や1本5,000円のネクタイが2本のような場合は免税となる)。 b. 上記以外の品物の合計額が20万円を超える場合、20万円以内におさまる品物は免税になり、その残りの品物が課税される(税関は、「20万円以内におさまる品物」の選択について、旅行者に有利になるように選択のうえ課税する)。 (ア) 10万円の品物(A)、8万円の品物(B)、7万円の品物(C)、合計3個で25万円の場合…(A)、(B)、(C)のうち、いずれか二つの品物は合計額が20万円以下で免税となるが、残る品物については全額について課税される。 (イ) 25万円の品物1個のみの場合…20万円を超える5万円ではなく、全額の25万円について課税される。

★★ (8) 携帯品等の課税通関

① 課税価格とは

一般の輸入取引の場合の輸入港での価格をいい、海外市価（海外の小売購入価格）の6割程度の額。免税枠を超えた物品に課税する際の基準となる額で、これに税率をかけて課税額を決定する。

★ ② 簡易税率

免税基準を超える携帯品に適用される関税、内国消費税等の合計税率のことで、旅具通関の範囲内であれば、海外旅行者への優遇措置である簡易税率により課税する。

★★★ ③ 簡易税率による課税

課税額の算出は、関税や内国消費税等を別個に計算して合算することになっているが、簡易税率は、あらかじめ品目ごとに、これらの税率を合計したものを基礎に計算されている。

なお、課税にあたっては、後述の消費税・地方消費税のみ課税されるもの（P80の⑥参照）も含め計算の結果、税額の少ないものを優先して課税している。次に主な品目と各々の税率一覧表を掲載する。

簡易税率表

(2025年1月現在)

品目	税率	品目	税率
1. 酒類		(4) 焼酎	1本(750ml)につき 225円 (300円/リットル)
(1) ウイスキー、 ブランデー	1本(750ml)につき 600円 (800円/リットル)	(5) その他(ワイン、 ビールなど)	1本(750ml)につき 150円 (200円/リットル)
(2) ラム、ジン、 ウォッカ	1本(750ml)につき 375円 (500円/リットル)	2. その他の物品 (関税が無税の ものを除く)	15%
(3) リキュール	1本(750ml)につき 300円 (400円/リットル)		

※無税で輸入出来る酒類は、1本760mlのもの3本までだが、上記の課税額は750mlとして算出
※課税する場合、100円未満は切捨て

たばこ税およびたばこ特別税

紙巻たばこ	1本につき 15円
-------	-----------

加熱式たばこは紙巻たばこに準じる

④従量税と従価税

酒類と紙巻たばこは従量税方式により課税され、その他の物品は従価税方式により課税される。また、紙巻たばこ以外のたばこ香水は、免税範囲を決めるときは従量税方式によるが、税率の適用については従価税方式により課税される。

※従量税方式……輸入品の個数、容積、数量などを基準として関税を課すこと

※従価税方式……輸入品の価格を基準として関税を課すこと

⑤簡易税率によらず一般の関税率が適用されるもの

免税の範囲を超えた場合、次のものについては携帯して輸入するものであっても簡易税率によらず、通常の輸入品と同様の税率により関税、ならびに内国消費税等が課税される。

★★

- 1) 1個（1組）の課税価格が10万円を超えるもの
- 2) 米（納付金の納付が必要）
- 3) 食用のり及びパイナップル製品
- 4) 紙巻たばこ（加熱式を含む）以外のたばこ（葉巻たばこなど）
- 5) 品物の全部について、簡易税率の適用を希望しない旨を税関に申し出たとき
（なお、一部の品物だけに簡易税率を適用することは不可）

★★★ ⑥消費税・地方消費税のみ課税されるもの

免税の範囲を超えた次の物品は、関税は無税となっているため、課税価格や個数に関わりなく消費税・地方消費税10%（うち2.2%は地方消費税）のみが課税される。

腕時計、貴石、半貴石、貴金属製の万年筆、パソコン、CDのほか、弦楽器・吹奏楽器、絵画・彫刻・書籍・掛け軸、骨とう品（製作後100年以上経過しているもので公的機関の証明のあるもの）、金の地金、大理石製品、ゴルフクラブやテニスラケットなどのスポーツ用品などや、関税定率法等に定める物品がこれに該当する。

⑦特惠関税制度

発展途上国の経済発展に協力するために、フィリピン、ベトナム、インドネシア、トルコなど126国5地域（特惠受益国、2025年1月現在）で生産された特定の品物について、関税が無税か、一般の税率より低い関税（特惠税率）を使用することとする「特惠関税制度」が実施されている。

★★★ ⑧税額の計算（前述⑤を除く、具体的な計算方法はP84参照）

携帯品が免税範囲を超えた場合、課税額は次の方法で算出される。

なお、課税にあたっては、旅行者が有利になるように、税額の少ないものを優先して課税している。

- 1) 酒類の場合は従量税方式で課税されるが、瓶の容量に違いがあるのと、品目（ウイスキー、リキュール、ワインなど）によって税率が異なるため、課税額は「容量×品目による税率＝課税額」で算出。

〔計算例〕

※ワイン3本（各750ml）が課税対象の場合： $2.25\text{ l}（3本分）\times 200\text{円}=450\text{円}\rightarrow 400\text{円}$ （端数処理）

※ワインとリキュールそれぞれ1本ずつ計2本（各750ml）が課税対象の場合：

ワイン $0.75\text{ l}\times 200\text{円}=150\text{円}$

リキュール $0.75\text{ l}\times 400\text{円}=300\text{円}$

$150\text{円}+300\text{円}=450\text{円}\rightarrow 400\text{円}$ （端数処理）が課税額となる。

- 2) 紙巻たばこ（加熱式も含む）の場合も酒類と同様従量税方式であり、課税額は「本数×税金15円＝課税額」で算出。なお、紙巻たばこ（同）以外のたばこについては簡易税率は適用されない。

- 3) 香水は従価税方式で課税される。また、関税は無税となり消費税・地方消費税のみ（10%）が課税される。課税額は「課税価格（海外市価×0.6）×消費税・地方消費税（10%）＝課税額」で算出。〔注1〕

- 4) その他の品物のバッグ、貴金属、衣類品、財布、ベルト等が課税される場合は、「課税価格（海外市価×0.6）×簡易税率15%＝課税額」で算出。

- 5) 腕時計、絵画、骨董品、パソコン、ゴルフクラブ、金の地金等、関税が無税となっている物品（⑥参照）は消費税・地方消費税のみ（10%）が課税される。計算式は香水と同じ。

〔注1〕WTO加盟国が原産国の場合（WTOには164カ国・地域が加盟）

※但し過去の国家試験には、輸入（購入）国名のみが記載され、WTOおよび原産国の表記は省略し出題されている。

(9) ワシントン条約 (CITES) について

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(通称・ワシントン条約)は、絶滅のおそれのある動植物を保護するため、それらの動植物の取引を世界的に規制するものである。この条約は、それらの動植物の生体のみならず、それらの動植物を材料とした製品まで含めて規制しようとするもの。

条約には取引を制限する必要がある野生生物のリストが付いており、このリストは附属書と呼ばれ「附属書Ⅰ」、「附属書Ⅱ」、「附属書Ⅲ」の3つに分かれている。

①規制対象の動植物

- 1) 規制対象動物の皮、毛、骨、肉、角、牙、歯、羽毛、その他規制対象動物の部分及びそれらを材料とした加工品
- 2) 規制対象動物の卵及びその加工品
- 3) 規制対象植物の種子、球根、果実、果皮その他規制対象植物の部分及びそれらを材料とした加工品

②輸入貿易管理令に基づく規制の内容

規制対象動植物は原則として輸入貿易管理令に定める「携帯品」としては取り扱われない。従って、海外旅行の土産品として現地で売られているものであっても、輸出国または輸入国の双方において所定の手続きを取らなければ持ち込むことはできない。事前の輸入承認等を得ないで海外で購入して持ち帰った場合は、一旦税関に保税預かりをしたのち、次の区分に従い経済産業省の輸入承認を取って通関することになる。

	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
記載基準	絶滅のおそれのある種で取引による影響を受けている又は受けるおそれのあるもの	現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を規制しなければ絶滅のおそれのあるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国・地域の協力を必要とするもの
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学術研究を目的とした取引は可能 ・輸出国・輸入国双方の許可書が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的の取引は可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可書等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的の取引は可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可書又は原産地証明書等が必要
対象種(例)	オランウータン、スローロリス、ゴリラ、アジアアロワナ、ジャイアントパンダ、木香、ガビアルモドキ、ウミガメ など	クマ、タカ、オウム、ライオン、ピラルク、サンゴ、サボテン、ラン、トウダイグサ など	セイウチ(カナダ)、ワニガメ(米国)、タイリクイタチ(インド)、サンゴ(中国) など

③輸入が認められなかった場合の処置

海外で購入し持ち帰ったもので、輸入が認められなかった場合は、購入した国に向けて積み戻すか又は任意放棄のいずれかの処置を取ることになる。

④すでに所有している規制対象品の取扱い

海外旅行の際に規制対象品を携帯して持出す場合は、出国時に「輸出許可書」等を取っておく必要がある。

★★ ⑤条約対象種別の中の主な動植物

条約締結国の中には、自国産業保護のために特定のものについては規制から除外しているが、日本に輸入できないものもある。また、条約締結国の国内で取引について規制していなくても、その国の市中で購入した場合は必要な証明書を入手することは難しい。以下は持込みが禁止または規制されているものの代表例。

『ワシントン条約』により持込みが禁止または規制されているもの（代表例）

	項目	持込めないもの	持込むには許可書などが必要なもの
生きている動植物	サル類	テナガザル、チンパンジー、キツネザル、スローロリス	アカゲザル、カニクイザル
	オウム類	ミカドボウシインコ、コンゴウインコ	オウム
	植物	パフィオペディルム属のラン	ラン、サボテン、シクラメン、フロリダソテツ
	その他	アジアアロワナ、マダガスカルホシガメ	イグアナ、カメレオン、ヤマネコ、リクガメ
加工品・製品	毛皮・敷物	トラ、ヒョウ、ジャガー、チーター、ヴィクレーニヤ（ラクダ）	ホッキョクグマ
	皮革製品（ハンドバッグ、ベルト、財布等）	アメリカワニ、シャムワニ、アフリカクチナガワニ、クロカイマン、インドニシキヘビ、オーストリッチ	ワニ：クロコダイル、アリゲーター ヘビ：ニシキヘビ、キングコブラ、アジアコブラ トカゲ：オオトカゲ、テグトカゲ
	象牙製品	インドゾウ、アフリカゾウ	
	はく製・標本	オジロワシ、ハヤブサ、ウミガメ	フクロウ、キシタアゲハ、シャコ貝、石サンゴ、角サンゴ
	アクセサリー	トラ・ヒョウの爪、サイの角	ビラルクのウロコ、クジャクの羽うちわ
	その他	漢方薬（虎骨、麝香、木香を含むもの）	二胡（ニシキヘビの皮を使ったもの）、チョウザメのキャビア※

※チョウザメのキャビアについては1人125g以内は持ち込み可

★ (10) 外来生物法による輸入規制

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼす恐れのあるものを、特定外来生物（生きているものに限る）に指定して、飼育、栽培や輸入などについて原則禁止としている。哺乳類、鳥類、爬虫類、魚類、甲殻類、植物などその種類は多岐にわたっている。

代表的なもの

哺乳類	タイワンザル、カニクイザル、タイワンリス、アライグマ
両生類・爬虫類	オオヒキガエル、ウシガエル、カミツキガメ
魚類	ブルーギル、オオクチバス・コクチバス（通称ブラックバス）
甲殻類	チュウゴクモクスガニ（通称上海ガニ）、ウチダザリガニ

ミニ情報

外来生物の情報についてもっと詳しく知りたい場合は

<http://www.env.go.jp/nature/intro/> を参照してください。

★★★ (11) 携帯品・別送品申告書記入例及び税額計算例

20歳以上の旅行者1人が次のものを持ち帰る場合

○ 酒 ウィスキー (750ml)	3本
○ ワイン (750ml)	1本
○ 紙巻たばこ (外国製)	400本
○ 香水	1オンス
○ 衣類	1着 (50,000円)
○ 腕時計	1個 (130,000円)
○ ハンドバッグ	1個 (80,000円)
○ 指輪	1個 (120,000円)

携帯品・別送品申告書の記入例

酒類		4	本	税関 記入欄
たばこ	紙巻	400	本	
	葉巻		本	
	その他		グラム	
香水		1	オンス	
その他の品名	数量	価格		
衣類	1	50,000円		
腕時計	1	130,000円		
ハンドバッグ	1	80,000円		
指輪	1	120,000円		
				円

※税関記入欄

税額計算例

(携帯して持ち込むもの)

- ウィスキー 3本 (750ml)
- ワイン 1本 (750ml)
- 紙巻たばこ 400本
- 香水 1オンス
- 衣類 (1着) 5万円
- 腕時計 (1個) 13万円
- ハンドバッグ (1個) 8万円
- 指輪 (1個) 12万円

●免税範囲を超える酒類1本が課税されます。この場合、税額が少ないワインに課税されます。
端数処理 酒税額 100円

(税額計算例)
(税額) (容量)
 $200円/ℓ \times 0.75ℓ = 150円$
(参考) 課税した場合の税額
ウィスキー (税額) (容量)
 $800円/ℓ \times 0.75ℓ = 600円$

●免税範囲を超える紙巻たばこ200本が課税されます。(たばこ税・たばこ特別税額)
(紙巻たばこの税額) (本数)
 $15円 \times 200本 = 3,000円$

○香水は、免税範囲内です。

●腕時計は、消費税・地方消費税10%が課税されます。(消費税・地方消費税額7,600円)

(参考) 消費税及び地方消費税10%とありますが、実際の計算方法は以下のとおり。
課税価格 (海外市価) (課税価格)
 $130,000円 \times 0.6 = 78,000円$
消費税 (7.8%)
(課税価格) (税率) (消費税額)
 $78,000円 \times 7.8\% = 6,084円$
端数処理...6,000円
地方消費税 (2.2%)
(消費税額) (税率) (地方消費税額)
 $6,000円 \times 22 \div 78 = 1,692円$
端数処理...1,600円
消費税 地方消費税
 $6,000円 + 1,600円 = 7,600円$

○ハンドバッグと指輪は衣類と同じ税率だが、2品の組合せで、免税枠一杯利用できる。
(参考) 課税した場合の関税額 (関税率15%)
指輪 10,800円
ハンドバッグ 7,200円

●衣類は、関税15%が課税されます。(関税額4,500円)

(税額計算例)
(海外市価)
 $50,000円 \times 0.6$
(課税価格)
 $= 30,000円$
(課税価格) (関税率)
 $30,000円 \times 15\%$
(関税額)
 $= 4,500円$

◎課税される物品・課税額

ワイン	100円 (端数処理※)
たばこ	3,000円
衣類	4,500円
腕時計	7,600円
課税額合計	15,200円

- ※ 100円未満は切捨てる
- ※ その他の物品は、税額の少ないものを優先して課税

ミニ情報

税関の情報について
もっと詳しく知りたい場合は
税関のホームページ
<https://www.customs.go.jp/>
を参照してください。

理解度チェック-3 (解答はP202～204)

問1. 日本人旅行者の日本の出国手続に関する記述で、正しいものには○、誤っているものには×をつけなさい。

- ① 出国時に100万円相当額を超える本邦通貨、および外国通貨の現金を持出す場合は、税関への届出が必要だが、小切手、有価証券等については現金とは別に100万円相当額まで届け出なしに持出しができる。
- ② 外国製品や貴金属を持出す場合には、帰国時に課税されないようにするため、「外国製品の持出し届」に該当する物品の品名、数量、特徴を記入し、税関に現品提示の上、確認印をもらう必要がある。
- ③ 超高性能パソコンを持出す場合は、経済産業省の輸出許可が必要である。
- ④ 純度が90%を超える金の地金500gを持出す場合は、税関に届け出る必要がある。
- ⑤ 出国審査に際しては旅券、搭乗券、出入国記録カードの3点が必要となる。

問2. 日本人旅行者の外国での出入国手続に関する記述で、正しいものには○、誤っているものには×をつけなさい。

- ① ポーランドとフランスはともにシェンゲン協定加盟国なので、ポーランドからフランスへ行く場合、両国での出入国手続は省略される。
- ② カナダのトロント空港から米国へ向かう場合、米国の入国手続はトロントで行われる。
- ③ 日本から航空機を利用してバンクーバーで乗り継ぎ、メキシコシティに行く場合、カナダのeTAを取得する必要がある。
- ④ 東京からロサンゼルスで乗り継いでニューヨークへ行く場合、米国の入国手続は最初の滞在地のニューヨークで行われる。
- ⑤ ニュージーランドへ観光目的で1週間滞在する場合、入国前にESTAの取得が義務付けられている。
- ⑥ ヨーロッパで協定加盟国の国境間移動の自由化について定めた協定は、シェンゲン協定である。
- ⑦ EUに加盟している国は、全てユーロが法定通貨となっている。

問3. 日本帰国時の通関手続に関する記述で、正しいものには○、誤っているものには×をつけなさい。

- ① 家族で通関する場合、「携帯品・別送品申告書」は1通にまとめて記入できる
- ② 航空会社のミスで荷物が後日到着する場合、「携帯品・別送品申告書」を2する必要がある。
- ③ 帰国時に別送品の申告を忘れた場合は、後日税関に出頭して手続きする必要
- ④ 海外市価が1個12万円の指輪が課税対象となった場合、簡易税率は適用され、一般の関税率が適用される。

- ⑤外国で贈与を受けたものは、免税限度枠の金額の計算から除外される。
- ⑥16歳の高校生が携帯して持込むお酒、たばこについては、託送品または家族への贈与と認められるものは、課税のうえ通関できる。
- ⑦個人使用として持込める化粧品は、1品目24個までに限定されている。
- ⑧外国で購入したゴルフクラブや腕時計が課税対象となったときは、消費税・地方消費税のみが課税される。
- ⑨海賊版（著作権者に無断で複製販売された物）のDVDは、商業目的でなく個人で見て楽しむだけの目的であれば持込みを許可される。
- ⑩紙巻たばこの課税額は、1本につき15円である。
- ⑪課税価格とは、海外において実際に物品を購入した時に支払った額のことである。
- ⑫免税基準表の「その他の物品」についての免税枠20万円には、1品目ごとの合計が1万円以下の物品は含めない。
- ⑬海外市価7万円で購入したバッグが課税対象となったとき、その課税額は購入額に簡易税率を乗じて算出した額である。
- ⑭別送品の輸入手続は旅行者本人の入国後6ヵ月以内となっている。
- ⑮海外市価が8万円の指輪1個と7万円のコート1着、10万円のゴルフクラブ1本のみを輸入する場合は、ゴルフクラブに課税される。
- ⑯複数の国から別送品を送った場合、携帯品・別送品申告書は3枚提出する必要がある。
- ⑰携帯または別送して持込む品物の課税価格の合計が、20万円以内であれば免税の範囲である。
- ⑱香水が免税枠を超えた場合の課税額は、従価税方式により算出される。
- ⑲旅行中に購入したハンドバッグを旅行中使用した場合でも、海外市価が1万円を超える物品については、免税限度枠の合計に算入しなければならない。
- ⑳猟銃や刀剣類は輸入禁止品となっている。

問4. 次の携帯して持ち込む物品のうち、持ち込みを規制または禁止されているものに

A、検査なしで持ち込めるものにBをつけなさい。

- ①スモークサーモン ②チーズ ③ビーフジャーキー
- ④ソーセージ ⑤バター ⑥ドライフラワー ⑦バラの切花
- ⑧タラバガニの足 ⑨籐製品 ⑩パインアップルの缶詰 ⑪ドリアンの生果実
- ⑫まつたけ（土の付いていない） ⑬薬用植物
- ⑭いちじくの乾果 ⑮ベーコン

問5. 次のうち、ワシントン条約により輸入規制または禁止となっているものにA、外来生物法により輸入規制または禁止となっているものにB、関税法により輸入禁止となっているものにCをつけなさい。

- ①象牙の印材 ②ブラックバス (生きているもの)
- ③二胡 (ニシキヘビの皮を使ったもの) ④偽ブランド商品 ⑤覚せい剤
- ⑥クジャクの羽 ⑦上海ガニ (生きているもの) ⑧ワニ皮のハンドバッグ
- ⑨カミツキガメ (生きているもの) ⑩火薬類

問6. 20歳以上の日本人旅行者が、次の物品だけ購入して持ち帰ったとき、課税される場合は○、課税されない場合は×をつけなさい。(金額は海外市価とする)

- ①ブランドー2本とワイン1ダース
- ②紙巻たばこ200本
- ③香水2オンスとオーデオロン5オンス
- ④12万円のハンドバッグ、8万円の指輪および1枚8,000円のスカーフ2枚
- ⑤12万円のコート、8万円の革バッグおよび1本5,000円のネクタイ2本

第2章 外国人の日本出入国

日本の出入国及び日本在留に関する法令には、「出入国管理及び難民認定法（入管法）」や「出入国管理及び難民認定法施行規則」および「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下特例法）」がある。

この法律は、日本に出入国するすべての人の出入国及び在留するすべての外国人の公正な管理を図り、難民の認定手続を整備することを目的としている。

(1) 外国人の入国

①入国手続

旅券、査証または再入国許可、外国人入国記録用紙または再入国入国記録用紙を提示ないし提出しなければならない。（査証については査証免除となっている国からの旅行者は、不要である。）

日本人の出入国と異なる点としては、次のものがある。

- 1) 有効な乗員（船舶又は航空機の乗組員）手帳については、旅券に代わり得る
- 2) 再入国許可を受けている者、難民旅行証明書の交付を受けている者は査証不要
- 3) 仮上陸、特例上陸などの許可を受けた者は査証不要

②在留資格と在留期間

日本に上陸する外国人は、入管法に定める在留資格を有していなければならず、本邦においてはその資格に応じた活動を行うことができる。また、在留期間も各在留資格に応じた期間が決められるが、最長で5年（外交・永住者を除く）となっている。外国人が希望する場合、在留資格認定証明書の交付を受けることができる。

なお、特別永住者（後述）については「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により永住することが認められており、他の中長期在留の外国人の在留資格とは異なっている。

③入国審査

入国審査官は外国人からの申請に基づき、旅券や査証の有効性、在留資格の有無、在留期間が適切であるか、及び上陸拒否事由に該当しているか否かを審査し、適当と認められた者については在留資格および在留期間を決定し、旅券に上陸許可の証印をするとともに中長期在留者には在留カード（後述）を交付し当該外国人を上陸させる。

また、入国審査時に指紋情報の読み取り及び顔写真の撮影を行っている。

★★ (2) 在留カードと特別永住者証明書

①在留カード 【入管法第19条の3】

出入国在留管理庁長官は、入管法上の在留資格をもってわが国に中長期間在留する外国人（中長期在留者）で、次のいずれにもあてはまらない外国人（年齢にかかわらず）に対して、「在留カード」を交付し在留管理を行っている。在留カードは有資格者に対し入国時に交付（後日交付の場合もある）され、在留中は常に携帯しなければならない。（ただし16歳未満の者を除く）

- 1) 3ヵ月以下の在留期間が決定された者
- 2) 短期滞在の在留資格が決定された者
- 3) 外交または公用の在留資格が決定された者
- 4) 在留資格を有しない者
- 5) 特別永住者（②参照）

具体的には、日本人と結婚している人や日系人（在留資格が「日本人の配偶者等」や「定住者」）、企業等への勤務者（在留資格が「技術」や「人文知識・国際業務」など）、および技能実習生、留学生や永住者などが対象で、観光目的等でわが国に短期滞在する人などは対象外となる。

②特別永住者証明書 【特例法第7条】

特別永住者（※）については、上記在留カードに代わり特別永住者証明書が交付される。

※特別永住者とは、終戦前から日本に在留し、日本国との平和条約の発効により日本国籍を離脱した方およびその子孫の方々に、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格の他、特例法により特別の法的地位が認められている。

★ (3) 外国人の出国と再入国許可

①外国人の出国 【入管法第19条の14、第25条・26条の2】【同法施行規則第27条・29条の2】【特例法第15条】

日本人が出国するときの手続と同様である。なお、出国と同時に在留資格、在留期間も消滅するので、外国人（中長期在留者および特別永住者など）で再入国を希望しない場合、在留カード（特別永住者については特別永住者証明書）を、入国審査官に返納しなければならない。

また、「再入国許可」、「みなし再入国許可」を受けて出国する外国人にあっては、入国審査官に再入国許可証または許可書（みなし再入国の場合は②参照）と在留カード（または特別永住者証明書）を提示するほか、「再入国出国記録（別記37号の19様式）」用紙（EDカード）を提出し、出国の確認を受ける。これにより再び入国するときには出国前の在留資格、在留期間が継続する。

★★★ ②みなし再入国許可 【入管法第26条の2、26条の3】【特例法第23条】

有効な旅券および在留カード、または特別永住者証明書を携帯し出国する外国人が、入国審査官に対し再び入国することを表明（再入国出国記録の提出）して出国し、中長期在留者については出国後1年（特別永住者は2年）以内に再入国することを「みなし再入国許可」という。この場合「再入国許可」を受けたものとみなされる。

ただし、「みなし再入国許可」により出国した場合は、海外において有効期間の延長はできない。中長期在留者については出国後1年（特別永住者は2年）以内に再入国しないと在留資格が失われる。在留期限が1年（特別永住者は2年）以内に到来する場合は、その期限までに再入国しなければならない。

なお、在留資格取消手続中の者や出入国の許可を要すると法務大臣が認定する者など、法務省令で定める者に該当する場合は再入国許可を取得しなければならない。

また、短期滞在の在留資格を持つ外国人が、指定旅客船にて出国および入国する場合、15日以内を期限とする「みなし再入国許可」を受けることができる。（在留期間満了の日が出国日から15日以内に到来する場合を除く）

★★★ ③再入国許可 【入管法第26条1項、同法施行規則第29条】

外国人（中長期在留者および特別永住者など）がその在留期間中に本邦を出国し、再び本邦に入国しようとする場合には、前述の「みなし再入国許可」または「再入国許可」を受け出国することができるが、1年を超える期間（特別永住者は2年以上）外国に滞在し、その在留期間の満了の日以前に再び本邦に入国しようとする場合には、あらかじめ「再入国許可」を受ける必要がある。再入国許可は1回限り有効なものと、有効期間内であれば何度でも出入国できる数次有効なもの2種類あり、数次再入国許可は、出入国在留管理庁長官が相当と認めた場合に限り、許可を受けることができる。

なお、この再入国許可申請手続きは、日本出国前に行わなければならない。（在外領事館では不可）

★★★ ④再入国許可申請 【入管法施行規則第29条】

申請先は管轄の地方出入国在留管理局で、申請者本人が出頭して申請を行なう必要があるが、地方出入国在留管理局長が相当と認める場合は、出頭が免除される。この場合、地方出入国在留管理局長より申請取次の承認を受けている旅行会社、企業・学校、受入れ機関等の職員や行政書士等による代理申請が認められている。また、申請者本人が16才未満の場合や、疾病その他の事由により出頭できない場合は、法定代理人およびその親族または同居者等で地方出入国在留管理局長が相当と認める者による代理申請が可。

★★★ ⑤再入国許可証（書）の交付 【入管法第26条2項・8項】

旅券に証印が押印（又はシール貼付）される。何らかの事由で旅券を取得することができない、または旅券を所持していない外国人（日本と正式な国交のない北朝鮮の旅券所持者も含む）に対しては再入国許可書が交付される。再入国許可書は、日本入国の際に限り旅券と同等な効力を有するものとして認められる。

★★★ ⑥再入国許可の有効期間 【入管法第26条3項】【特例法第23条】

在留期間の残余期間や、旅行に必要な期間によって異なるが、最長は許可が効力を生ずるものとされた日から中長期在留者については5年（特別永住者は6年）を超えない範囲内。

ただし、在留期限が5年（特別永住者は6年）以内に到来する場合は、その期限までとなる。（例：在留期限が残り2年の場合、最長2年有効の再入国許可が交付される）

★★★ ⑦再入国許可の有効期間の延長手続 【入管法第26条4～6項】【特例法第23条】

延長は、病気等のやむを得ない事情により、再入国許可の有効期間内に再入国することができないと認められたときのみ、日本国領事官等（外国に駐在する大使、公使または領事官）に申請することにより許可される。延長許可は1年以内でかつ当該許可が効力を生ずるものとされた日から中長期在留者については6年（特別永住者は7年）を超えない範囲内である。この期間を過ぎると出国前の在留資格は消滅する。

なお、前述②のとおり「みなし再入国許可」により出国した場合は延長できない。

⑧再入国手続

- ★ 日本人が入国するときの手続とほぼ同じであるが、外国人入国記録用紙（カード）の代わりに再入国記録用紙（カード）を提出するほか、「再入国許可証（書）」（みなし再入国で出国した場合は在留カードや特別永住者証明書も）を提示する。

ミニ情報

入管法、その他出入国管理全般についての詳細は出入国在留管理庁ホームページを参照ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

理解度チェックー4 (解答はP204)

問1. 本邦に在留する外国人の日本在留に関する次の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×をつけなさい。

- ①入管法上の在留資格をもって中長期間在留する外国人については、在留カードが交付される。
- ②3カ月以下の在留期間が決定された者に対しても在留カードが交付される。
- ③在留カードは市区町村長が交付する。
- ④特別永住者については、在留カードに代わり、特別永住者証明書が交付される。
- ⑤特別永住者を除き、日本に中長期間在留する外国人は年齢にかかわらず在留カードを常時携帯しなければならない。

問2. 本邦に在留する外国人の再入国の許可に関する次の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×をつけなさい。

- ①再入国の許可を有する中長期在留者が日本を出国するときには、再入国許可証と在留カードの提示および「再入国出国記録」カードを提出し、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。
- ②日本への再入国許可を受けずに出国した中長期在留者は、在留資格および在留期間に変更がない限り、日本国領事官等に申請して、再入国許可を受けることが出来る。
- ③再入国の許可は、当該許可に係る中長期在留者が旅券を所持しているときは、旅券に再入国の証印がなされ、旅券を所持していないときは、再入国許可書が発行される。
- ④再入国の許可の申請は、当該申請者が居住している市区町村の長に対して行う。
- ⑤再入国の許可を受けて出国した中長期在留者が、再入国許可の有効期間内に再入国できない相当の理由がある場合には、日本国領事官等に有効期間の延長を申請することが出来る。
- ⑥再入国許可は1回有効なもの、数次有効なものがある。
- ⑦再入国の許可は、当該許可を申請しようとする者が自ら出頭して行わなければならないが、当該申請者に代わる者が、代理で申請することは認められない。
- ⑧中長期在留者の再入国の許可の有効期間は、当該許可が効力を生ずるものとされた日から4年を超えない範囲で決定される。
- ⑨在留カードを所持する中長期在留者が、みなし再入国の許可を受けて出国した場合で、1年以内に再入国できない相当の理由がある場合には、日本国領事官等に有効期間の延長を申請することが出来る。
- ⑩特別永住者の、再入国許可の有効期間（有効期間の延長の許可を除く）は、許可の効力が生ずるとされた日から一定の期間を超えない範囲で決定されるが、その一定の期間とは6年である。

出入国関係法令

各法令については、不定期に改正されますので、最新のものについては下記HPにてご確認下さい。

なお、重要な改正については、弊社HPに掲載いたします。

<http://elaws.e-gov.go.jp>

1. 旅 券 法 (抄)

施行日 令和5年3月27日

(目 的)

第1条 この法律は、旅券の発給、効力その他旅券に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公用旅券 国の用務のため外国に渡航する者及びその者が渡航の際同伴し、又は渡航後その所在地に呼び寄せる配偶者、子又は使用人に対して発給される旅券をいう。
- 二 一般旅券 公用旅券以外の旅券をいう。
- 三 各省各庁の長 本邦から公用旅券によつて外国に渡航する者（その者が同伴され、又は呼び寄せられる配偶者、子又は使用人である場合には、その者を同伴し、又は呼び寄せる者）が所属する各省各庁（衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁及び各省をいう。以下同じ。）の長たる衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。ただし、その者が各省各庁のいずれにも所属しない場合には、外務大臣とする。
- 四 渡航書 第19条の3第1項に規定する渡航書をいう。
- 五 都道府県 本邦から一般旅券によつて外国に渡航する者の住所又は居所の所在地を管轄する都道府県をいう。
- 六 都道府県知事 前号に定める都道府県の知事をいう。
- 七 旅券の名義人 旅券の発給を受けた者をいう。

(一般旅券の発給の申請)

第3条 一般旅券の発給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、外務省令で定めるところにより、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に対し、国外においては領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）に対し、次に掲げる書類及び写真を提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。ただし、国内において申請する場合において、急を要し、かつ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるとき

は、直接外務省に出頭の上、外務大臣に提出することができる。

一 一般旅券発給申請書

二 戸籍謄本

三 申請者の写真

四 渡航先の官憲が発給した入国に関する許可証、証明書、通知書等を申請書に添付することを必要とされる者にあつては、その書類

五 前各号に掲げるものを除くほか、渡航先及び渡航目的によつて特に必要とされる書類

六 その他参考となる書類を有する者にあつては、その書類

2 前項第二号に掲げる書類は、次の各号のいずれかに該当するときは、提出することを要しない。ただし、第一号に該当する場合において、国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣。以下この条において同じ。）が、国外においては領事官が、申請者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 第11条の規定に基づき前項の申請をするとき。

二 外務省令で定める場合に該当する場合において、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、申請者の身分上の事実が明らかであると認めるとき。

3 都道府県知事は、一般旅券の発給の申請を受理するに当たり、申請者が本人であること及び申請者が一般旅券発給申請書に記載された住所又は居所に居住していることを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところにより、これらを立証する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 領事官は、一般旅券の発給の申請を受理するに当たり、申請者が本人であることを確認するものとし、その確認のため、必要な書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

5 都道府県知事又は領事官は、一般旅券の発給の申請が第10条第1項又は第11条の規定によるものである場合には、当該申請を受理するに当たり、外務省令で定めるところにより、申請者が現に所持する一般旅券（第5条、第8条及び第14条において「現有旅券」という。）を確認するものとする。

6 第1項の一般旅券の発給の申請に係る書類及び写真の提出は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる者を通じてすることができる。

一 申請者の配偶者又は2親等内の親族

二 前号に掲げる者のほか、申請者の指定した者（当該申請者のために書類及び写真を提出することが適当でない者として外務省令で定めるものを除く。）

(旅券の二重発給の禁止)

第4条の2 旅券の発給を受けた者は、その旅券が有効な限り、重ねて旅券の発給を受けることができない。ただし、外務大臣又は領事官がその者の保護又は渡航の便宜のため特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(一般旅券の発行)

第5条 外務大臣又は領事官は、第3条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域（第3項及び第4項において「指定地域」という。）以外の全ての地域を渡航先として記載した有効期間が10年の数次往復用の一般旅券を発行する。ただし、当該発給の申請をする者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期間を5年とする。

一 有効期間が5年の一般旅券の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載して申請する者である場合

二 18歳未満の者である場合

2 外務大臣又は領事官は、前条ただし書の規定に該当する場合において一般旅券を発行するとき、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録を行っていない一般旅券を発行するとき、又は第13条第1項各号のいずれかに該当する者に対し一般旅券を発行するとき（第5項において「限定発行の事由があるとき」と総称する。）は、前項の一般旅券につき、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を10年（当該一般旅券の発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、5年）未満とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、外務大臣又は領事官は、指定地域へ渡航しようとする者が第3条の規定による発給の申請をする場合には、渡航先を個別に特定して記載した有効期間が10年（当該発給の申請をする者が第1項第二号に掲げる場合に該当するときは、5年）の一往復用の一般旅券を発行するものとする。ただし、外務大臣が適当と認めるときは、渡航先を個別に特定して記載した有効期間が10年（当該発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、5年）以下の数次往復用の一般旅券を発行することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、外務大臣又は領事官は、第10条第1項又は第11条（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき第3条の規定による発給の申請をする者が、有効期間を現有旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券（第14条において「残存有効期間同一旅券」という。）の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載する場合には、その有効期間及び種類が当該現有旅券の残存有効期間及び種類と同一である一般旅券であつて、当該現有旅券の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める地域を渡航先として記載したものを発行する。

- 一 次号及び第三号に掲げる現有旅券以外の現有旅券 指定地域以外の全ての地域
 - 二 第2項、この号又は次項の規定に基づいて渡航先を個別に特定して記載した現有旅券 当該現有旅券に渡航先として記載されていた地域と同一の地域（指定地域を除く。）
 - 三 前項又はこの号の規定に基づいて渡航先を個別に特定して記載した現有旅券 渡航先として個別に特定して記載する地域（当該現有旅券に渡航先として記載されていた指定地域を含み、当該現有旅券に渡航先として記載されていなかった指定地域を除く。）
- 5 外務大臣又は領事官は、限定発行の事由があるときは、前項第一号又は第二号に掲げる現有旅券について同項の規定により発行する一般旅券につき、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を当該現有旅券の残存有効期間未満とすることができるものとし、同項第三号に掲げる現有旅券について同項の規定により発行する一般旅券につき、有効期間を当該現有旅券の残存有効期間未満とすることができる。

（旅券の記載事項）

第6条 旅券には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 旅券の種類、番号、発行年月日及び有効期間満了の日
 - 二 旅券の名義人の氏名及び生年月日
 - 三 渡航先
 - 四 前三号に掲げるもののほか、外務省令で定める事項
- 2 前項第三号の渡航先を地域名をもつて包括記載する場合の地域の範囲は、外務大臣が官報で告示するところによる。

（旅券の電磁的方法による記録）

第7条 外務大臣又は領事官は、旅券の名義人の写真及び前条第1項に掲げる事項の一部であつて外務省令で定めるものを、旅券に電磁的方法により記録することができる。

（旅券の交付）

- 第8条 第5条の規定により発行された一般旅券は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、外務省令で定めるところにより、当該一般旅券の発給につき第3条第1項の申請をした者（以下この項から第3項までにおいて「申請者」という。）の出頭を求めて当該申請者に交付する。ただし、同条第1項ただし書の規定により直接外務大臣に申請をした場合には、外務大臣が申請者の出頭を求めて当該申請者に交付する。
- 2 前項の一般旅券が第10条第1項又は第11条の規定に基づき第3条の規定により発給を申請されたものである場合には、申請者は、当該一般旅券の交付の際、現有旅券

を返納しなければならない。

- 3 第1項の場合において、病気、身体の障害、交通至難の事情その他の真にやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該申請者が本人であることが明らかであるときは、都道府県知事、外務大臣又は領事官は、外務省令で定めるところにより、当該申請者の出頭を求めることなく、当該申請者が確実に受領できると認められる最も適当な方法により、一般旅券を交付することができる。この場合において、当該申請者が前項に規定する現有旅券を返納しなければならない者に該当するときは、都道府県知事、外務大臣又は領事官は、外務省令で定めるところにより、当該申請者の現有旅券の返納を受けるものとする。

(記載事項に変更を生じた場合の取扱い)

第10条 一般旅券の名義人は、当該一般旅券の記載事項（旅券の名義人の氏名その他外務省令で定める事項に限る。）に変更を生じた場合には、遅滞なく、第3条の規定により一般旅券の発給を申請するものとする。

- 3 外務大臣又は領事官は、旅券の記載事項に変更を生じ、又は旅券の記載事項若しくは旅券に電磁的方法により記録された事項に誤りがあることを知った場合において特に必要と認めるときは、申請又は請求に基づかないで、当該旅券の名義人（公用旅券でその名義人が国内に在るものについては、各省各庁の長）に対し、当該旅券の返納を求めて旅券を発行することができる。ただし、旅券の記載事項のうち渡航先にのみ変更を生じたときは、当該旅券の提出を求めてその渡航先を訂正することにより、旅券の発行に代えることができる。
- 4 第8条第1項の規定は前項の規定により発行された一般旅券の交付について、同条第4項の規定は前項の規定により発行された公用旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第1項中「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替えるものとする。

(有効期間内の申請等)

第11条 旅券の名義人（公用旅券については、各省各庁の長又は当該公用旅券の名義人）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該旅券の有効期間内においても第3条又は第4条の規定により旅券の発給を申請し、又は請求することができる。

- 一 当該旅券の残存有効期間が1年未満となつたとき。
- 二 当該旅券の査証欄に余白がなくなつたとき。
- 三 旅券を著しく損傷したとき。
- 四 その他外務大臣又は領事官がその者の保護又は渡航の便宜のため特に必要があると認めるとき。

(署名)

第15条 旅券の発給を受けようとする者（以下この条において「発給申請者」という。）は、旅券面の所定の場所に署名し、又は外務省令で定めるところにより、当該発給申請者の署名を提出しなければならない。ただし、当該発給申請者が署名することが困難なものとして外務省令で定める者である場合には、外務省令で定めるところにより、当該発給申請者の記名をもつて代えることができる。

(外国滞在の届出)

第16条 旅券の名義人で外国に住所又は居所を定めて3月以上滞在するものは、外務省令で定めるところにより、当該地域に係る領事官に届け出なければならない。

(紛失又は焼失の届出)

第17条 一般旅券の名義人は、当該一般旅券を紛失し、又は焼失した場合には、外務省令で定めるところにより、遅滞なく、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に対し、国外においては領事官に対し、その旨を届け出なければならない。ただし、国内において届け出る場合において、急を要し、かつ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上、外務大臣に届け出ることができる。

- 2 前項の場合において、一般旅券の名義人が病気、身体の障害、交通至難の事情その他の真にやむを得ない理由により自ら届け出ることが困難であると認められるときは、外務省令で定めるところにより、次に掲げる者を通じて届出を行うことができる。
 - 一 一般旅券の名義人の配偶者又は2親等内の親族
 - 二 前号に掲げる者のほか、一般旅券の名義人の指定した者（当該一般旅券の名義人のために届出を行うことが適当でない者として外務省令で定めるものを除く。）
- 3 都道府県知事（直接外務大臣に届け出る場合には、外務大臣）は、第1項の一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理するに当たり、届出者が本人であること、届出者が紛失旅券等届出書に記載された住所又は居所に居住していること及び当該一般旅券の紛失又は焼失の事実があつたことを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところにより、これらを立証する書類の提示又は提出を届出者に求めることができる。
- 4 領事官は、第1項の一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理するに当たり、届出者が本人であること及び当該一般旅券の紛失又は焼失の事実があつたことを確認するものとし、その確認のため、必要な書類の提示又は提出を届出者に求めることができる。

(旅券の失効)

第18条 旅券は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- 一 旅券の名義人が死亡し、又は日本の国籍を失つたとき。

- 二 旅券の発給を申請し、又は請求した者が当該旅券の発行の日から6月以内に当該旅券を受領しない場合には、その6月を経過したとき（国外において発行された一般旅券については、当該一般旅券の発給を申請した者が当該一般旅券の発行の日から6月以内に当該一般旅券を受領することができないやむを得ない事情があると外務大臣又は領事官が認めるときを除く。）。
 - 三 一往復用の旅券の名義人が当該旅券の発行の日から6月以内に本邦を出国しない場合には、その6月を経過したとき。
 - 四 旅券の有効期間が満了したとき。
 - 五 一往復用の旅券の名義人が本邦に帰国したとき。
 - 六 第8条第2項、第3項若しくは第5項又は第10条第3項の規定により返納された旅券にあつては、当該返納された旅券に代わる旅券の交付があつたとき。
 - 七 前条第1項又は第5項の規定による届出があつたとき（同条第3項、第4項又は第6項の規定による確認の結果、届け出られた旅券の紛失又は焼失の事実を確認することができず、その旨を届出者に通知するときを除く。）。
 - 八 次条第1項の規定により返納を命ぜられた旅券にあつては、同項の期限内に返納されなかつたとき、又は外務大臣若しくは領事官が、当該返納された旅券が効力を失うべきことを適当と認めたとき。
- 2 外務大臣は、旅券が前項第七号又は第八号に該当して効力を失つたときは、遅滞なくその旨を官報に告示しなければならない。

(返 納)

第19条 外務大臣又は領事官は、次に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる。

- 一 一般旅券の名義人が第13条第1項各号のいずれかに該当する者であることが、当該一般旅券の交付の後に判明した場合
 - 二 一般旅券の名義人が、当該一般旅券の交付の後に、第13条第1項各号のいずれかに該当するに至つた場合
 - 三 錯誤に基づき、又は過失により、旅券の発給又は渡航先の追加をした場合
 - 四 旅券の名義人の生命、身体又は財産の保護のために渡航を中止させる必要があると認められる場合
 - 五 一般旅券の名義人の渡航先における滞在が当該渡航先における日本国民の一般的な信用又は利益を著しく害しているためその渡航を中止させて帰国させる必要があると認められる場合
- 2 第13条第2項の規定は、一般旅券の名義人が前項第一号又は第二号の場合において、第13条第1項第七号に該当するかどうかを認定しようとするときについて準用する。
- 3 第1項の規定に基づき同項第一号又は第二号の場合において行う一般旅券の返納の

命令（第13条第1項第一号又は第六号に該当する者に対して行うものを除く。）については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定は、適用しない。

- 4 外務大臣又は領事官は、第1項の規定に基づき一般旅券の返納を命ずることを決定したときは、速やかに、理由を付した書面をもつて当該一般旅券の名義人にその旨を通知しなければならない。
- 5 旅券の名義人が現に所持する旅券が前条第1項第一号、第三号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当してその効力を失つたとき、及び公用旅券の場合においてその発給に係る国の用務がなくなり又は終了したときは、国内においては、一般旅券にあつてはその名義人が都道府県知事又は外務大臣に対し、公用旅券にあつては各省各庁の長が外務大臣に対し、国外においては旅券の名義人が領事官に対し、遅滞なくその旅券を返納しなければならない。
- 6 返納すべき旅券（第1項の規定に基づき返納を命ぜられた旅券を除く。）の名義人がこれを保有することを希望するときは、返納を受けた都道府県知事、外務大臣又は領事官は、外務省令で定めるところにより、その旅券に消印をしてこれを当該旅券の名義人に還付することができる。

（帰国のための渡航書）

第19条の3 外務大臣又は領事官は、外国にある日本国民のうち次の各号のいずれかに該当する者で本邦に帰国することを希望するものに対し、その者の申請に基づいて、必要があると認める場合には、旅券に代えて渡航書を発給することができる。

- 一 旅券を所持しない者であつて緊急に帰国する必要がある、かつ、旅券の発給を受けるとまがないもの
 - 二 旅券の発給を受けることができない者
 - 三 第19条第1項の規定による旅券の返納の命令に基づいて旅券を返納した者
- 2 渡航書の発給を受けようとする者は、渡航書発給申請書その他外務省令で定める書類及び写真を領事官に提出して、渡航書の発給を申請するものとする。この場合において、その者の現住する地方に領事館が設置されていないときその他のその者が当該申請をすることができないやむを得ない事情があるときは、その者の親族その他外務省令で定める関係者が、外務大臣又は領事官に対して申請するものとする。
 - 3 前項の申請に基づいて発行された渡航書は、外務大臣又は領事官が、当該渡航書の発給を申請した者の出頭を求めて当該申請者に交付する。
 - 4 外務大臣又は領事官は、第1項各号のいずれかに該当する者の帰国のため特に必要があると認める場合には、前3項の規定にかかわらず、渡航書を申請に基づかないで発行し、又は出頭を求めることなく渡航書が確実に受領されると認められる最も適当な方法によりこれを交付することができる。
 - 5 外務大臣又は領事官は、第1項又は前項の規定に基づき渡航書を発給する場合には、渡航書の有効期間及び帰国の経由地を指定することができる。

(国内における手数料)

第20条 国内において次の各号に掲げる処分の申請をする者は、政令で定めるところにより、当該各号に定める額の手数料を国に納付しなければならない。

- | | | |
|---|--|---------|
| 一 | 第5条第1項本文の一般旅券の発給 | 14,000円 |
| 二 | 第5条第1項ただし書の一般旅券の発給
(処分の申請をする者が12歳未満であるときは、4,000円) | 9,000円 |
| 三 | 前二号に掲げる一般旅券以外の一般旅券の発給 | 4,000円 |
| 四 | 一般旅券の渡航先の追加 | 1,300円 |
| 五 | 渡航書の発給 | 2,500円 |
- 2 第18条第1項(第二号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った一般旅券の発給に係る申請をした者が、当該効力を失った日から5年以内に最初に前項第一号から第三号までに掲げる処分の申請をする場合には、政令で定めるところにより、当該各号に定める額に4,000円を加えた額の手数料を、国に納付しなければならない。
- 3 都道府県は、国内において第1項第一号から第四号までに掲げる処分の申請をする者から、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。この場合において、都道府県は、都道府県における当該事務に要する実費を勘案して政令で定める額を標準として、当該手数料の額を定めなければならない。
- 4 第1項第一号から第四号までに掲げる処分の申請をする者が、第3条第1項ただし書(第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定により直接外務大臣に申請する場合には、当該各号に定める額(第2項に規定する場合には、同項に定める額)に政令で定める額を加えた額の手数料を、国に納付しなければならない。
- 5 一般旅券の発給を必要とする原因が関係官庁の過失によつて生じた場合には、前各項の規定にかかわらず、手数料を納付することを要しない。
- 6 大規模な災害に際して申請者の経済的負担の軽減を図るために特に必要があると外務大臣が認める場合には、政令で定めるところにより、第1項、第2項及び第4項の規定による国に納付すべき手数料を減額し、又は免除することができる。

(事務の委任)

第21条 外務大臣は、第19条第4項の規定による通知に係る書面の交付に関する事務を入国審査官に委任することができる。

(都道府県が処理する事務)

第21条の2 この法律に規定する外務大臣の一般旅券に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2. 旅券法施行規則（抄）

施行日 令和5年3月27日

（申請等の方法）

第1条 旅券法（以下「法」という。）に基づく申請、請求又は届出（以下「申請等」という。）は、次に掲げる方法により行うことができる。

- 一 書面手続 申請等を書面等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第五号に規定する書面等をいう。）により行う方法
- 二 電子手続 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により、申請等を外務大臣の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う方法

（電子手続の範囲）

第2条 電子手続により行うことができる申請等は、法第3条第1項、第4条第1項、第9条第2項及び第19条の3第2項の規定に基づく申請及び請求並びに法第16条並びに第17条第1項及び第5項の規定に基づく届出とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法第3条第1項ただし書の規定により直接外務大臣に一般旅券の発給を申請するとき。
- 二 法第4条の2ただし書に該当する者が一般旅券の発給を申請するとき。
- 三 指定地域（法第5条第1項に規定する指定地域をいう。次条第4項において同じ。）に渡航しようとする者が一般旅券の発給を申請するとき。
- 四 法第11条第三号又は第四号に該当する者が一般旅券の発給を申請するとき。
- 五 法第19条の3第2項の規定による渡航書の発給を外務大臣に申請するとき。
- 六 一般旅券の発給を申請する者が法第20条第6項（法第20条の2第3項において準用する場合を含む。第24条において同じ。）の規定による国に納付すべき手数料の減額又は免除を受けようとするとき。

（申請の書類）

第3条 書面手続により法第3条第1項の規定に基づき一般旅券の発給を申請する者は、国内においては都道府県（同項ただし書の規定により直接外務大臣に申請する場合には、外務省）に出頭して、国外においては領事館（法第9条第1項に規定する領事館をいう。以下同じ。）に出頭して、法第3条第1項各号に掲げる書類及び写真（同条第2項本文の規定の適用がある場合には、同条第1項第二号の戸籍謄本を除く。）を

提出しなければならない。この場合において、同項第一号の一般旅券発給申請書は、別記第一号様式又は別記第一号の二様式（有効期間が5年の一般旅券の発給を受けようとする場合又は申請者が18歳未満である場合には、別記第二号様式又は別記第二号の二様式。法第5条第4項に規定する残存有効期間同一旅券の発給を受けようとする場合には、別記第三号様式又は別記第三号の二様式）による1通とする。

- 2 電子手続により法第3条第1項の規定に基づき一般旅券の発給を申請する者は、別記第一号様式、別記第二号様式又は別記第三号様式のうち該当するものに記載すべき事項に相当する情報、自署の画像並びに同項第三号から第六号までに掲げる書類及び写真を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信し、並びに同条第2項本文の規定の適用がある場合を除き、次条第2項に定めるところにより、法第3条第1項第二号の戸籍謄本を提出しなければならない。
- 3 法第3条第1項第三号の申請者の写真は、別表第一に定める要件を満たすものとし、書面手続による場合には、当該写真1葉を提出する。
- 4 指定地域に渡航しようとする者は、一般旅券の発給の申請に当たり、第1項に規定する書類及び写真のほかに次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 一 日程表 1通
 - 二 前号に掲げる書類のほか、外務大臣が特に必要があると認める場合には、当該指定地域の受入れ機関の招へい状の写し等当該指定地域に入域できることを証する書類 1通

(戸籍謄本)

第4条 法第3条第1項第二号の戸籍謄本は、提出の日前6月以内に作成されたもの1通を提出する。

- 3 法第3条第2項第二号の外務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、申請者が第六号の規定に基づき申請を行う者である場合には、当該申請者は、戸籍に記載された後、速やかに戸籍謄本を提出しなければならない。
 - 一 有効な一般旅券を返納の上、法第3条の申請をするとき。
 - 二 法第4条の2ただし書の規定に基づき法第3条の申請をするとき。
 - 三 同一の戸籍内にある2人以上の者が同時に法第3条の申請をする場合において、いずれか1人の者が戸籍謄本を提出するとき。
 - 四 国外において、有効な国籍証明書又は船員手帳を提出するとき。
 - 五 緊急に渡航する必要を生じて法第3条の申請をする場合において、本籍の入った住民票の写し（提出の日前6月以内に作成されたものに限る。以下同じ。）を提出するとき。ただし、戸籍謄本を提出することが困難であると認められるときに限る。

- 六 戸籍に記載される前に法第3条の申請をする場合において、身分関係の形成のための人事訴訟等の手続を行っていることの疎明資料を提出するとき。ただし、人道上やむを得ない理由により、戸籍への記載を待たずに渡航しなければならない特別の事情があると認められるときに限る。
- 七 国外において、現に所持する一般旅券の有効期間が満了した後に法第3条の申請をする場合において、当該有効期間が満了する前に法第11条の規定に基づく法第3条の申請ができなかったことについて真にやむを得ない理由があると認められるとき。
- 4 申請者が前項第六号の規定に基づき申請を行う者である場合には、都道府県知事（法第3条第1項ただし書の規定により直接外務大臣に申請する場合には、外務大臣。次条第1項、第4項及び第5項並びに第7条第1項から第3項まで（これらの規定を第12条第2項において準用する場合を含む。）、第11条第3項並びに同条第4項（第12条第3項において準用する場合を含む。）において同じ。）又は領事官（法第3条第1項に規定する領事官をいう。以下同じ。）は、当該申請者に対し、次に掲げる身分上の事実を明らかにするため適当と認める書類の提示又は提出を求めるものとする。
- 一 氏名
 - 二 性別
 - 三 生年月日
 - 四 日本の国籍
 - 五 法定代理人（申請者が未成年者の場合に限る。）

（確認の事務）

第5条 国内において書面手続により一般旅券の発給が申請された場合には、法第3条第3項の規定による確認のため都道府県知事が申請者に提示又は提出を求めることができる書類は、住民票の写し及び次に掲げるいずれかの書類で申請者の氏名が記載されているものとする。

- 一 日本国旅券、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、別表第二に掲げる官公庁が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等又は官公庁（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を

- いう。)を含む。)がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたもの
- 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合には、次のイに掲げる書類のいずれか1及び次のロに掲げる書類のいずれか1。ただし、当該ロに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、当該イに掲げる書類のいずれか2
- イ 健康保険、国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、国民年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給等の証書、印鑑登録証明書及び実印又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの
- ロ 学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項に掲げる書類のうち、住民票の写しの提示又は提出を要しないものとすることができる。
- 一 都道府県知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の6第4項の規定により、申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）のうち個人番号（同法第7条第八号の2に規定する個人番号をいう。次号において同じ。）以外のものを利用するとき。
- 二 外務大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により、地方公共団体情報システム機構から申請者に係る機構保存本人確認情報（同法第30条の7第4項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）のうち個人番号以外のものの提供を受けるとき。
- 3 国内において電子手続により一般旅券の発給が申請された場合には、都道府県知事は、申請者から個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けることにより、法第3条第3項の規定による確認を行うものとする。
- 4 国内において一般旅券の発給を申請する者が外国からの一時帰国者（国内に住所を有する者以外の者をいう。）である場合には、都道府県知事は、第1項に掲げる書類に代えて、法第3条第3項の規定による確認のため適当と認める書類の提示又は提出を求めることができる。
- 5 国内において前条第3項第六号の規定に基づき申請を行う者が住民票に記載されていない場合には、都道府県知事は、当該申請者の居所を疎明する資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、都道府県知事は、当該申請者が本人であること及び居所に居住していることを調査するものとする。

(現有旅券の確認)

第6条 書面手続により一般旅券の発給が申請された場合には、法第3条第5項の規定による現有旅券（同項に規定する現有旅券をいう。以下この条及び第11条第3項において同じ。）の確認は、申請者から当該現有旅券の提示を受けることにより行うものとする。

- 2 電子手続により一般旅券の発給が申請された場合には、法第3条第5項の規定による現有旅券の確認は、申請者から当該現有旅券に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報（当該情報を送信することができないときは、当該現有旅券の名義人の氏名、生年月日等が記載されている頁及びその裏面並びに当該現有旅券の裏表紙の裏面を撮影した写真）の送信を受けることにより行うものとする。

(申請者が出頭しない場合の申請)

第7条 書面手続により一般旅券の発給を申請する者は、法第3条第6項の規定に基づきその配偶者、2親等内の親族又はその他の指定した者を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出しようとする場合には、別記第四号様式又は別記第四号の二様式による申請書類等提出委任申出書1通を、国内においては都道府県知事に対し、国外においては領事官に対し、あらかじめ又は当該申請と同時に提出して、その旨を申し出なければならない。ただし、申請者がその法定代理人を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出する場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合において、申請者に代わり出頭した者が法第3条第6項各号に掲げる者に該当することの確認は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、当該出頭した者に係る第5条第1項各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出を受けることにより行うものとする。この場合において、法第3条第6項第二号に掲げる者について、申請者による指定の事実がないと疑うに足る相当な理由があるときは、都道府県知事又は領事官は、その指定の事実を確認するに足る資料の提示又は提出を求めることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、申請者に代わり出頭する者は、当該申請の内容を知り、かつ、都道府県知事又は領事官の指示を申請者に確実に伝達する能力がある者でなければならない。
- 4 電子手続により一般旅券の発給を申請する場合には、法第3条第6項の規定による書類及び写真の提出（次項において「代理提出」という。）は、申請者が未成年者又は成年被後見人であって、かつ、国内においてその法定代理人を通じて申請するときに限り、行うことができる。
- 5 前項に規定する未成年者又は成年被後見人である申請者は、あらかじめ、代理提出を行う法定代理人に関する情報を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信して届け

出なければならない。この場合において、都道府県知事は、申請者に対し、届け出られた者が申請者の法定代理人であることを確認するために必要な書類の提示又は提出を求めることができる。

- 6 法第3条第6項第二号の外務省令で定める申請者のために書類及び写真を提出することが適当でない者は、申請前5年以内に旅券の発給を受けるに当たって不正な行為をした者とする。

(旅券の記載事項)

第9条 法第6条第1項第二号の氏名は、戸籍に記載されている氏名（戸籍に記載される前の者にあつては、法律上の氏及び親権者が命名した名）について国字の音訓及び慣用により表音されるところによる。ただし、旅券の発給を受けようとする者（以下この条において「発給申請者」という。）がその氏名について国字の音訓又は慣用によらない表音を申し出た場合において、公の機関が発行した書類により当該表音が発給申請者により通常使用されているものであることが確認され、かつ、外務大臣又は領事官が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

- 2 発給申請者から、法第6条第1項第二号の氏名に加え、戸籍に記載されている氏名以外の呼称を併記することを希望する旨の申出があつた場合において、我が国又は外国の政府機関又は地方公共団体の発行した書類その他これに準ずる書類により当該申出に係る呼称が社会生活上通用しているものであることが確認され、かつ、外務大臣又は領事官が当該申出に係る呼称の併記が渡航の便宜のため特に必要であると認めるときは、当該申出に係る呼称を記載することができる。
- 3 第1項の氏名及び前項の規定による呼称は、ヘボン式ローマ字によって旅券面に表記する。ただし、発給申請者がその氏名又は呼称についてヘボン式によらないローマ字表記を希望し、外務大臣又は領事官が、出生証明書等により当該表記が適当であり、かつ、渡航の便宜のため特に必要であると認めるときは、この限りでない。
- 4 前項の規定に基づき旅券面に記載されるローマ字表記は、外務大臣又は領事官が特に必要と認める場合を除くほか、変更することができない。
- 5 法第6条第1項第四号の外務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 旅券の名義人の性別、国籍（国籍のコード（国際民間航空機関の定めるコード。第三号並びに次条第二号及び第三号において同じ。）を含む。）及び本籍の都道府県名（戸籍に記載される前の者にあつては、本籍となると推定される都道府県名）
 - 二 一往復用の旅券の効力
 - 三 旅券の発行国のコード及び発行官庁
 - 四 第2項の規定による呼称

(旅券の電磁的方法による記録)

第10条 法第7条の法第6条第1項に掲げる事項の一部であつて外務省令で定めるもの

は、次に掲げる事項とする。

- 一 旅券の番号及び有効期間満了の日
- 二 旅券の名義人の氏名、生年月日、性別及び国籍のコード
- 三 旅券の発行国のコード

(旅券の交付)

第11条 法第8条第1項の規定により一般旅券の交付を受ける者は、別記第六号様式又は別記第六号の二様式による一般旅券受領証又はこれに準ずる書面を提出しなければならない。

- 2 法第8条第3項の規定に基づき出頭することなく一般旅券の交付を受けようとする者は、前項に掲げる書類のほか、別記第七号様式による交付時出頭免除願書1通を提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、都道府県知事又は領事官は、申請者の出頭を求めることなく、その職員を派遣し、又は申請者が指定した者の出頭を求めて一般旅券を交付することができる。この場合において、申請者が法第8条第2項の規定により現有旅券を返納しなければならない者に該当するときは、交付の際、当該申請者の現有旅券の返納を受けるものとする。
- 4 都道府県知事又は領事官は、申請者が指定した者の出頭を求めて前項の一般旅券を交付する場合には、その者の住所及び身分を確認するために必要な書類の提示又は提出を求めることができる。この場合において、申請者による指定の事実がないと疑うに足る相当な理由があるときは、都道府県知事又は領事官は、その指定の事実を確認するに足る資料の提示又は提出を求めることができる。
- 5 前項に規定する場合において、申請者が指定する者は、自己の行為の責任をわきまえる能力がある者でなければならない。

(記載事項の変更)

第13条 法第10条第1項の外務省令で定める事項は、本籍の都道府県名、生年月日、性別及び第9条第2項の規定による呼称とする。

(署名)

第14条 法第15条の規定による署名の提出は、書面手続による場合には一般旅券発給申請書又は公用旅券発給請求書の所定の場所に署名することにより、電子手続による場合には第3条第2項又は第8条第2項の規定に基づき自署の画像を送信することにより行う。ただし、都道府県知事、外務大臣又は領事官が必要と認めるときは、旅券面への署名を求めることができる。

- 2 法第15条ただし書の署名することが困難なものとして外務省令で定める者は

各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 疾病又は身体の故障により署名することが困難な者
 - 二 乳児又は幼児等であつて、署名する能力のない者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、都道府県知事、外務大臣又は領事官が署名することが困難であると認める者
- 3 法第15条ただし書に規定する記名は、次の各号に掲げる者が、当該各号列記の順位により行う。
- 一 法第15条に規定する発給申請者（以下この条において「発給申請者」という。）の法定代理人
 - 二 発給申請者の配偶者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、発給申請者の海外渡航に同行を予定している者
 - 四 前三号に掲げる者のほか、都道府県知事、外務大臣又は領事官が発給申請者に代わり記名することが適当であると認める者
- 4 法第15条ただし書に規定する記名は、前項各号に掲げる者が、発給申請者の氏名を自書して行うものとし、その記名に当たっては自らが行ったものであることを明らかにしなければならない。

(外国滞在の届出)

- 第15条 法第16条の規定による届出は、旅券の名義人が外国に住所又は居所を定めて3月以上滞在しようとするときは、遅滞なく、当該住所又は居所を管轄する領事官（当該住所又は居所を管轄する領事官がない場合には、最寄りの領事官）に対し、書面手続による場合には別記第十二号様式による在留届1通を提出して、電子手続による場合には同号様式に記載すべき事項に相当する情報を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信して行わなければならない。
- 2 前項の届出をした者は、住所、居所その他の届出事項に変更を生じたときは遅滞なく、当該届出をした領事官の管轄区域を去るときは事前に、その旨を当該領事官に届け出なければならない。
 - 3 前2項の届出は、世帯ごとに行うことができる。

(紛失又は焼失の届出)

- 第16条 書面手続により法第17条第1項の規定に基づき一般旅券の紛失又は焼失を届け出る当該一般旅券の名義人は、国内においては都道府県（同項ただし書の規定により直接外務大臣に届け出る場合には、外務省）に出頭して、国外においては領事館に出頭して、別記第十三号様式又は別記第十三号の二様式による紛失一般旅券等届出書1通及び当該名義人の写真（別表第一に定める要件を満たすものに限る。次項において同じ。）1葉を提出しなければならない。

- 2 電子手続により法第17条第1項の規定に基づき一般旅券の紛失又は焼失を届け出る当該一般旅券の名義人は、別記第十三号様式に記載すべき事項に相当する情報、自署の画像及び当該名義人の写真を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

(名義人が自ら届け出ない場合の届出)

第17条 書面手続により法第17条第2項の規定に基づき出頭することなく一般旅券の紛失又は焼失を届け出ようとする当該一般旅券の名義人は、前条第1項に掲げる書類及び写真のほかに別記第十四号様式による紛失一般旅券等届出時出頭免除願書1通を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、都道府県知事（法第17条第1項ただし書の規定により直接外務大臣に届け出る場合には、外務大臣。次条第1項及び第5項並びに同条第6項において準用する第5条第4項において同じ。）又は領事官は、届出を行う者が法第17条第2項各号に掲げる者に該当することを確認するために必要な書類の提示又は提出を求めることができる。
- 3 電子手続による法第17条第2項の規定に基づく一般旅券の紛失又は焼失の届出は、当該一般旅券の名義人が未成年者又は成年被後見人であって、かつ、国内においてその法定代理人を通じて届け出る場合に限り、行うことができる。
- 4 第7条第5項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第17条第3項」と、「申請者」とあるのは「一般旅券の名義人」と、「代理提出」とあるのは「代理で届出」と読み替えるものとする。
- 5 法第17条第2項第二号の一般旅券の名義人のために届出を行うことが適当でない者として外務省令で定めるものは、自己の行為の責任をわきまえる能力がない者とする。

(紛失又は焼失の届出の確認の事務)

第18条 国内において一般旅券の紛失又は焼失の届出が行われた場合には、法第17条第3項の規定による確認のため都道府県知事が届出者に提示又は提出を求めることができる書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 住民票の写し及び第5条第1項各号に掲げるいずれかの書類であって当該一般旅券の名義人の氏名が記載されているもの
- 二 当該一般旅券の紛失又は焼失の事実を証明し、又は疎明する書類

- 2 書面手続により前項の届出が行われた場合には、第5条第2項の規定は、前項第1号に規定する住民票の写しの提示又は提出について準用する。
- 3 電子手続により第1項の届出が行われた場合には、都道府県知事は、同項第一号に規定する住民票の写し及び書類の提示又は提出に代えて、届出者から個人番号カー

下に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けるものとする。

- 4 第1項第二号に規定する書類の提示又は提出は、書面手続による場合には届出者が紛失一般旅券等届出書の所定の場所に紛失、焼失又は盗難被害の時期、場所、状況等に関する情報を記載することにより、電子手続による場合には届出者から当該情報の送信を受けることにより、これに代えることができる。
- 5 都道府県知事は、必要と認める場合には、第1項第二号に規定する書類又は前項に規定する情報に加え、公の機関が発行した一般旅券の遺失又は盗難の届出に係る書類その他一般旅券の紛失又は焼失の事実を証明し、又は疎明する追加の書類の提示又は提出を求めることができる。
- 6 第5条第4項の規定は、法第17条第3項の規定による確認について準用する。この場合において、第5条第4項中「一般旅券の発給を申請する」とあるのは「届出を行う」と、「法第3条第3項」とあるのは「法第17条第3項」と読み替えるものとする。

(国外における旅券の失効に係る例外)

第20条 法第18条第1項第二号に規定する一般旅券を受領することができないやむを得ない事情は、申請者が感染症の流行、治安状況の深刻な悪化等による外出が困難な状況、大規模な災害等による移動が困難な状況その他の申請者本人の責めに帰せられない事情による領事館に出頭することができない状況に置かれているか否かを基準として判断する。

(旅券の消印)

第21条 法第19条第6項の規定により返納を受けた旅券に消印をする場合には、保護要請文が記載されている頁、当該旅券の名義人の氏名、生年月日等が記載されている頁及び渡航先欄の各頁に消印を押し、並びに当該旅券の名義人の写真及び第10条各号に掲げる事項が記録されている半導体集積回路を破壊し、又は取り除くものとする。

(帰国のための渡航書)

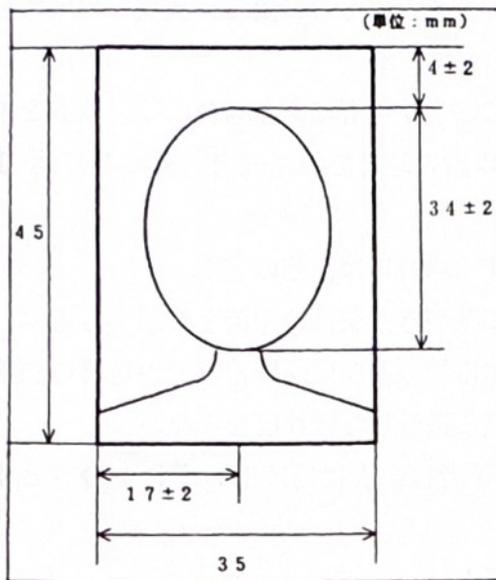
第22条 書面手続により法第19条の3第2項の規定に基づき渡航書の発給を申請する者は、領事館（同項後段の規定により外務大臣に申請する場合には、外務省）に出頭して申請するものとする。この場合において、同項の渡航書発給申請書は、別記第十六号様式による1通とする。

2 前項の場合において、法第19条の3第2項の外務省令で定める書類及び写真は、次に掲げる書類及び写真とする。

- 一 渡航書の発給を受けようとする者（以下この条（第5項において読み替えて準用する第7条第2項前段の規定を含む。）において「帰国希望者」という。）の戸籍

- 謄本、戸籍抄本又は日本の国籍を有することを証明するその他の文書 1通
- 二 帰国希望者の写真（別表第一に定める要件を満たすものに限る。次項において同じ。） 1葉
 - 三 帰国希望者が法第19条の3第1項第一号に該当する者である場合には、旅券を所持しない理由及び本邦を出国した時から申請の時までの経緯を記載した書面 1通
 - 四 帰国希望者がその他参考となる書類を有する場合には、その書類
- 3 電子手続により法第19条の3第2項の規定に基づき渡航書の発給を申請する者は、別記第十六号様式に記載すべき事項に相当する情報並びに帰国希望者の自署の画像及び写真を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。
 - 4 法第19条の3第2項の外務省令で定める関係者は、次に掲げるいずれかの者とする。
 - 一 帰国希望者を雇用している者又はその代理人
 - 二 帰国希望者を援護しようとする社会福祉事業を営む法人の代表者又はその代理人
 - 三 前二号に掲げる者のほか、外務大臣又は領事官がこれらに準ずる者として特に認める者
 - 5 第7条第2項前段の規定は、法第19条の3第2項後段の規定に基づき帰国希望者の親族その他前項に規定する関係者が渡航書の発給を申請する場合について準用する。この場合において、第7条第2項前段中「申請者」とあるのは「帰国希望者」と、「法第3条第6項各号に掲げる者」とあるのは「帰国希望者の親族その他第22条第4項に規定する関係者」と、「都道府県知事」とあるのは「外務大臣」と読み替えるものとする。
 - 6 法第19条の3第3項の規定による渡航書の交付を受ける者は、別記第十七号様式又は別記第十七号の二様式による渡航書受領証を提出しなければならない。

別表第一 (第3条他関係)



1. 申請者 (請求者) 本人のみが正面を向いて撮影されたもの
2. 提出の日前6か月以内に撮影されたもの
3. 縁なしで左記図画の各寸法をみたしたもの (顔の寸法は頭頂から顎まで)
4. 無帽であるもの (申請者 (請求者) の申出により、外務大臣、各都道府県知事又は領事官が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く)
5. 背景 (影を含む。) がないもの
6. 書面手続による場合には裏面に氏名を記入したもの

別表第二 (第5条関係)

身元確認書類一覧 (そのもの一つで身元確認書類として認められる免許証等)

運転免許証 船員手帳 海技免状 小型船舶操縦免許証 猟銃・空気銃所持許可証
 戦傷病者手帳 宅地建物取引士証 電気工事士免状 無線従事者免許証 認定電気工事従事者認定証 特種電気工事資格者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 運航管理者技能検定合格証明書 動力車操縦者運転免許証 教習資格認定証 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 写真付き身体障害者手帳 (写真貼替え防止がなされているもの) 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降交付)

3. 出入国管理及び難民認定法（抜粋）

（中長期在留者）

第19条の3 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留資格をもつて在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者（以下「中長期在留者」という。）に対し、在留カードを交付するものとする。

- 一 3月以下の在留期間が決定された者
- 二 短期滞在の在留資格が決定された者
- 三 外交又は公用の在留資格が決定された者
- 四 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの

（在留カードの失効）

第19条の14 在留カードは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- 一 在留カードの交付を受けた中長期在留者が中長期在留者でなくなつたとき。
- 二 在留カードの有効期間が満了したとき。
- 三 在留カードの交付を受けた中長期在留者（第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者を除く。）が、第25条第1項の規定により、出国する出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けたとき。
- 四 在留カードの交付を受けた中長期在留者であつて、第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者が出国し、再入国の許可の有効期間内に再入国をしなかつたとき。

（出国の手続）

第25条 本邦外の地域に赴く意図をもつて出国しようとする外国人（乗員を除く。次条において同じ。）は、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

- 2 前項の外国人は、出国の確認を受けなければ出国してはならない。

（再入国の許可）

第26条 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人（仮上陸の許可を受けている者及び第14条から第18条までに規定する上陸の許可を受けている者を除く。）がその在留期間（在留期間の定めのない者にあつては、本邦に在留し得る期間）の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、再入国の許可を与えることができる。この場合において、出入国在留管理庁長官は、その者の申請に基づき、相当と認めるときは、当該許可を数次再入国の許可とすることができる。

4. 出入国管理及び難民認定法施行規則（抜粋）

（出国の確認）

- 第27条** 法第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は法第61条の2の15第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者は、法第25条第1項の規定により出国の確認を受けようとするときは、別記第三十七号の十九様式による書面1通を入国審査官に提出しなければならない。
- 2 法第22条の4第7項本文の規定により期間の指定を受けた者は、法第25条第1項の規定により出国の確認を受けようとするときは、当該指定に係る在留資格取消通知書を入国審査官に提示しなければならない。
 - 3 法第55条の85第1項の規定により出国命令を受けた者は、法第25条第1項の規定により出国の確認を受けようとするときは、当該出国命令に係る出国命令書を入国審査官に提出しなければならない。
 - 4 法第25条第1項に規定する出国の確認は、旅券（再入国許可書を含む。第6項第二号において同じ。）に別記第三十八号様式による出国の証印をすることによつて行うものとする。ただし、船舶観光上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書又は一時庇護許可書の交付を受けている者については、当該許可書の回収によつて行うものとする。

（再入国の許可）

- 第29条** 法第26条第1項の規定により再入国の許可を申請しようとする外国人は、別記第四十号様式による申請書1通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。
- 2 前項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない者にあつては、旅券を取得することができない理由を記載した書類1通を提出しなければならない。
 - 一 旅券
 - 二 在留資格証明書の交付を受けた者にあつては、在留資格証明書
 - 三 中長期在留者にあつては、在留カード
 - 四 特別永住者にあつては、特別永住者証明書
 - 5 第1項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、当該外国人から依頼を受けた旅行業者で地方出入国在留管理局長が相当と認めるものが、第1項に定める申請書の提出及び第2項に定める手続を行うものとする。

(みなし再入国許可)

第29条の2 法第26条の2第1項に規定する再び入国する意図の表明は、入国審査官に再び入国する意図を有する旨の記載をした別記第三十七号の十九様式による書面を提出することによつて行うものとする。

- 2 中長期在留者が前項の意図の表明を行う場合は、前項の書面を提出するほか、在留カードを提示するものとする。

(短期滞在に係るみなし再入国許可)

第29条の3 法第26条の3第1項に規定する再び入国する意図の表明は、入国審査官に同項の規定により再び入国する意図を有する旨の記載をした別記第三十七号の十九様式による書面を提出することによつて行うものとする。

- 2 前項の意図の表明を行う場合は、前項の書面を提出するほか、指定旅客船で再び入国することを証する書類を提示するものとする。

5. 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の 出入国管理に関する特例法（抜粋）

（特別永住者証明書の交付）

第7条 出入国在留管理庁長官は、特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

- 2 出入国在留管理庁長官は、第4条第1項の許可をしたときは、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付する。
- 3 出入国在留管理庁長官は、第5条第1項の許可をしたときは、入国審査官に、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付させる。

（特別永住者証明書の失効）

第15条 特別永住者証明書は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- 一 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が特別永住者でなくなったとき。
- 二 特別永住者証明書の有効期間が満了したとき。
- 三 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者（入管法第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者（第23条第2項において準用する入管法第26条の2第1項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。）を除く。）が、入管法第25条第1項の規定により、出国する出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けたとき。
- 四 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者であって、入管法第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者が出国し、再入国の許可の有効期間内に再入国をしなかったとき。

（再入国の許可の有効期間の特例等）

第23条 特別永住者に関しては、入管法第26条第3項中「5年」とあるのは「6年」と、同条第5項中「6年」とあるのは「7年」とする。

- 2 入管法第26条の2の規定は、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持して出国する特別永住者について準用する。この場合において、同条第2項中「1年（在留期間の満了の日が出国の日から1年を経過する日前に到来する場合には、在留期間の満了までの期間）」とあるのは、「2年」と読み替えるものとする。